

池田市緑の基本計画



令和2年3月
池田市

目次

第1章	池田市緑の基本計画について	1
1	緑の基本計画について.....	1
2	池田市緑の基本計画策定の趣旨.....	1
3	本計画で対象とする緑の定義.....	2
4	池田市緑の基本計画の位置づけ、関連計画等の緑に関わる施策の動向.....	3
5	計画フレーム.....	9
6	本計画書の構成.....	10
7	アンケート調査について.....	11
第2章	池田市の緑に関わる現状	13
1	都市の概況.....	13
2	緑の現状.....	19
3	緑被率等.....	32
4	生物多様性の状況.....	43
5	緑化に関わる市民の活動.....	45
6	緑の要素別に見た現状のまとめ.....	51
第3章	池田市の緑の課題	61
1	課題の整理.....	61
2	緑の現状・課題の総整理と今後の方向性.....	66
第4章	基本理念と将来像	70
1	将来像（基本理念）.....	70
2	緑地の保全および緑化の目標水準.....	71
3	緑地の整備方針・指定方針.....	72
4	緑の将来像図（緑の骨格構造図）.....	74
第5章	施策体系と施策	75
1	基本方針.....	75
2	施策体系.....	76
3	施策.....	77
第6章	推進体制	85
1	進行管理.....	85
2	進行管理の方法.....	85

第1章 池田市緑の基本計画について

1 緑の基本計画について

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

本計画は、本市の長期的な緑に関する総合計画として、望ましい将来像と目標を定め、その実現に向け、市民、事業者、行政が一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取り組みを総合的かつ計画的に展開するための指針となるものです。

2 池田市緑の基本計画策定の趣旨

近年、地球温暖化や生物多様性の危機など地球規模の環境問題の顕在化や、自然とのふれあいに対する人々のニーズの多様化、災害に対する関心の高まりなどを受けて、緑に求められる役割がより一層多様化しています。

また、少子高齢化や人口減少の進行、これらに伴う行財政の縮小化など、行政運営を取り巻く状況が大きく変化する中で、緑に関わる整備や維持管理を総合的かつ計画的に進めるためには、市民、市民団体、地域の産業、行政が一体となって推進する必要性も高まってきています。

都市の中で、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮してきましたが、公園の老朽化が進行していることや、都市農地が減少傾向にあることなどを背景として、平成29年に、都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されました。この中で、農地が「緑地」に含まれることが明確化され、生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項についても、緑の基本計画の記載事項として新たに追加されました。

本市では、これまでも第6次池田市総合計画をはじめ、池田市都市計画マスタープランや池田市新環境基本計画などで、緑に関する施策方針を示してきました。しかし、上述のように緑の役割の多様化、社会情勢の変化、法制度の変化など緑を取り巻く情勢が変化していく中で、本市の緑の将来像、目標、施策などを体系的に定める計画が必要となってきました。

こうした情勢を踏まえて、本市の緑の現況調査の結果や、市民や緑化活動団体の意識調査結果などを基に、本市の緑に関する将来像及び施策等を明らかにする「池田市緑の基本計画」を策定するものです。

3 本計画で対象とする緑の定義

本計画で対象とする「緑」は、五月山をはじめとする森林、樹木や草花等の植物のみを意味するのではなく、公園、農地、これらと一体になった水辺やオープンスペース等も含めます。

また、本計画において用いる用語を以下のように定義します。

緑

森林、市街地の樹林、樹木、草花、公園、農地に加え、これらと一体になった水辺やオープンスペースなど。

緑地

緑の中で、担保性があり、将来にわたって残される可能性が高いもの。さらに、緑地は施設緑地と地域制緑地に分類しています。

施設緑地：都市公園あるいはこれに準じる機能を持つ施設として国、大阪府、池田市が土地を所有している緑地（借地等も含む）。

地域制緑地：森林、農地、交通用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国、大阪府、池田市が土地利用を規制、誘導して確保する緑地

緑被地

樹林、樹木、農地、草地等に被われた土地。

緑被率

ある一定の土地の面積に対する緑被地面積の割合。

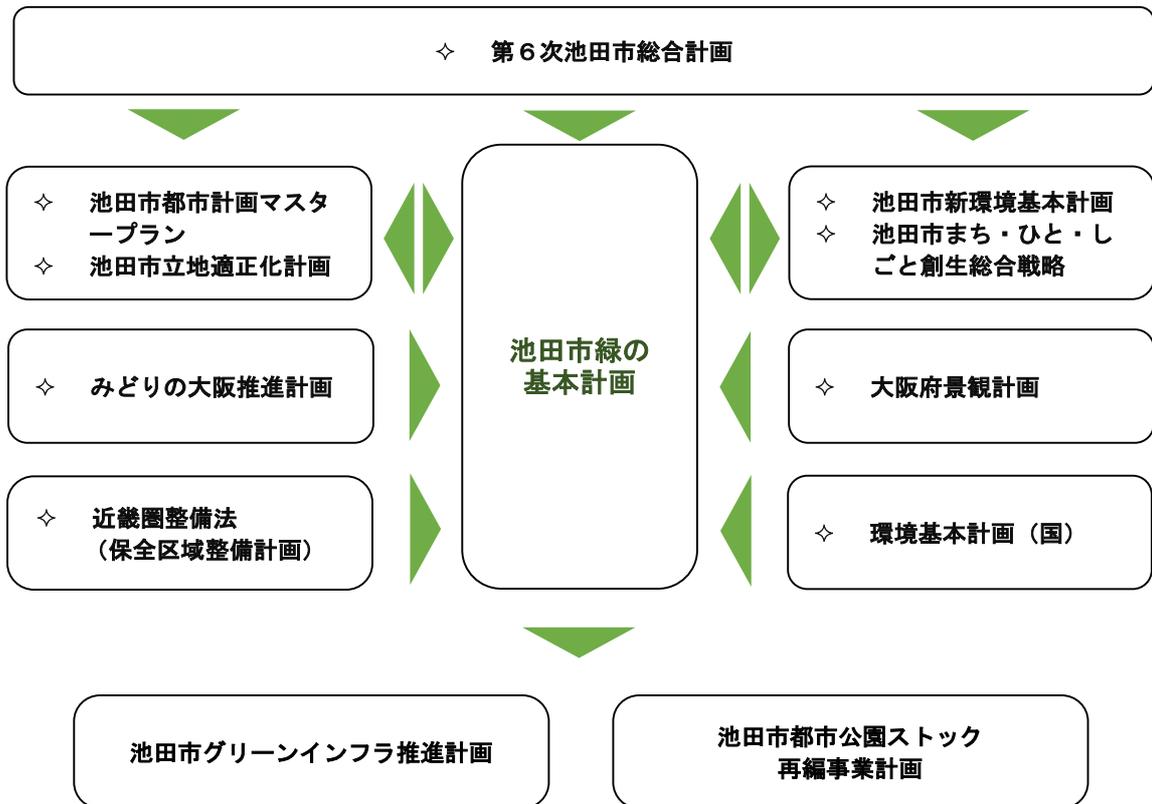
※みどりの大阪 推進計画（平成21年）を基に作成

4 池田市緑の基本計画の位置づけと、関連計画等の概要

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、池田市の最上位計画である第6次池田市総合計画に即し、都市計画に関する基本的な方針である池田市都市計画マスタープランに適合する計画です。

また、大阪府の「北部大阪都市計画区域マスタープラン」や「みどりの大阪推進計画」、本市の新池田市環境基本計画などとも整合を確保します。



(2) 関連計画等の概要

本計画に関連する計画のうち、みどりの大阪推進計画、大阪府景観計画、第6次池田市総合計画、池田市都市計画マスタープラン、池田市新環境基本計画の概要を以下に示します。

本計画策定に当たって、特に重要と考えられる事項は下線で示しました。

① みどりの大阪推進計画（平成21年12月策定）

大阪府全体の計画として、広域的観点から、みどりの確保目標、配置計画、みどりづくりの方策、緑化の目標などが示されています。

このうち、緑化の目標では、市街化区域の緑被率（ここでは、樹林・樹木と芝生等の草地の占める割合を指す）を令和7（2025）年までに20%（平成14（2002）年時点の1.5倍）とすることをめざしています。

【みどりの大阪推進計画におけるみどりの配置方針】

●骨格となるみどりをつなげる

周辺山系、臨海部、主要道路、主要河川、大規模公園等の骨格となるみどりの拠点や軸を保全・創出します。生物多様性保全の視点も活かします。

●骨格を厚く広くする

骨格周辺の多様な主体によるみどりづくりと連携し、厚みと広がりのあるみどりを形成します。

●公共空間や民有地の多様なみどりをつなぐ

樹林地・農空間の保全、道路、公園、学校等の公共空間や壁面・屋上など民有地のみどりの充実を図り、広がりのあるみどりを形成します。

【みどりの大阪推進計画における基本戦略】

●みどり豊かな自然環境の保全・再生

周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民の憩いの場づくり」を実現します。

●みどりの風を感じるネットワークの形成

主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、山や海の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み・広がり確保します。

●街の中に多様なみどりを創出

屋上・壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進めます。

●みどりの行動の促進

府民や企業、NPOとの協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指します。

② 大阪府景観計画（平成 20 年 10 月策定、平成 24 年 4 月変更）

大阪府景観計画は、景観法第 8 条に基づく良好な景観の形成に関する計画です。

池田市が位置する北摂山系区域の景観づくりの目標は、『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みと大規模開発が進む山腹斜面のまちなみと山麓部の奥行きのあるまちなみとが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる。また、山間部の山並みと一体となった田園風景を守り、育てる。』となっています。

また、国道 171 号沿道区域は、大阪府北部の背景を成し、地域全体のランドマークである北摂山系の裾野を東西に走る中、北側に広がる山並みの眺望景観と、並行する西国街道の歴史が感じられる景観拠点が特徴的で、『北摂の緑の山並み等の自然と、都市景観が調和した秩序ある景観をつくりだす。』を目標としています。



図 1.1 大阪府景観計画（抜粋）

③ 第 6 次池田市総合計画（平成 23 年 1 月策定）

第 6 次池田市総合計画では、『私』が創る『地域』と育てる誇りに思えるまちの実現をめざしています。

また、基本計画の中では、良好な自然環境を生かしたまちづくりとして、以下の計画を立てています。

【総合的な自然環境・景観の保全と緑化の推進】

●里山の保全と整備

山麓・山間地の森林においては、森林の持つ多様な公益的機能が十分に発揮されるよう、健全な森林づくりに努める。

●市街地の緑の保全と緑化の推進

自然環境を生かした風格ある都市景観を形成するため、公共施設だけでなく民有地も含め、総合的に緑の保全と緑化の推進を図る。

●生物多様性の保全

市内の豊かな生物の生息する多様な環境を保全し、人々の生活と多様な生物種が共生・共存できる環境整備に努める。

【都市公園の整備】

子どもから高齢者まで誰もが安心して気軽に利用できる都市公園を整備・充実する。

④ 池田市都市計画マスタープラン改訂版（ver.1+）（平成30年9月策定）

都市計画マスタープランは、都市計画法の規定に基づいて定められた、池田市の都市計画に関する基本的な方針です。

この計画の中で、都市づくりにおいて重要と考えられるテーマに対応していくために「4つの力点」が設定されています。

特に、力点3では、「池田の良好な資源を活かした景観・環境まちづくり」として、緑の維持管理方針など、本計画に関連の深い方針が示されています。

また、力点4では、災害に強い安全・安心のまちづくりとして、公園の防災面での活用などが示されています。

●力点1 “生活圏”を中心としたコンパクトな都市構造の形成

●力点2 住宅地の人口減少・高齢化に対応したまちづくり

●力点3 池田の良好な資源を活かした景観・環境まちづくり

●力点4 災害に強い安全・安心のまちづくり

【力点3 池田の良好な資源を活かした景観・環境まちづくり（抜粋）】

●五月山に代表される豊かな緑の保全・創出と河川の保全・活用

ア. 五月山の緑の保全・活用

イ. 市内の緑のネットワークの形成

ウ. 市街化区域内に点在する農地の利活用

エ. 緑化の推進

オ. 猪名川・余野川等の河川の保全・活用と沿川景観の形成

●景観を活かしたまちづくりの推進

ア. 本市独自の景観形成の取り組みの推進～景観計画の策定

イ. 商業振興・観光と連携したにぎわいの景観形成

ウ. 良好な住宅地の景観形成

エ. 里山の暮らしと一体となった景観形成

●低炭素都市づくりを長期的な目標に据えた具体化

ア. 環境に配慮した建築物の誘導

イ. 低炭素都市づくりに向けた検討・研究

【力点4 災害に強い安全・安心のまちづくり（抜粋）】

●防災基盤の充実・強化

- ア. 被害を抑制する「減災」の視点からの防災対策の推進
- ・公園などを避難場所として確保が困難な地域については、その周辺に位置する緑地・農地などについて、防災緑地・農地として位置付け、災害時に一時利用できるような防災面での活用の検討を進めます。

●災害に備えた都市施設の適切な維持・管理・更新

- ア. 道路、橋りょう、公園・緑地の維持・管理・更新
- ・既存開設公園については、災害時に避難場所などとして十分に機能できるよう日常の維持管理、公園内の施設の更新を進めます。

また、池田市都市計画マスタープランでは、都市づくりを推進していくための基礎となる土地利用、都市施設の方針と取り組みが示されています。

本計画に関連する事項として、「公園・緑地等の方針」の中で以下のように示されています。

- 都市計画公園・緑地の計画的な整備による水と緑のネットワークの形成と適切な維持・管理・利用の推進
 - ・都市計画公園・緑地の見直し
 - ・緑の基本計画の策定
 - ・五月山緑地整備計画に沿った整備
 - ・池田市公園施設長寿命化計画に基づく適正な維持管理
- 協働による維持・管理の推進
 - ・市民・事業者などと連携した維持・管理の活動（アドプト活動など）の実施
 - ・五月山緑地マネジメント方針等の策定検討

⑤ 池田市新環境基本計画（平成23年3月策定）

池田市新環境基本計画では、環境目標像として「環境学習」、「地球温暖化防止」、「循環型都市の構築」、「自然」、「人にやさしいまちづくり」を掲げています。

環境目標像の実現に向けた取り組みとして「豊かな自然を守り、育てよう」の分野が設けられており、「身近なみどりの保全と創造」、「五月山のみどりの保全と活用」、「水辺の保全と活用」、「生物多様性の保全」の柱が位置付けられています。

また、「人にやさしいまちづくりを進めよう」の分野では、「池田らしい文化・景観の保全と創出」、「だれもがいきいきと暮らせるまちづくり」などの柱が位置付けられています。

表 1.1 池田市新環境基本計画の施策体系

4 豊かな自然を守り、 育てよう	(1) 身近なみどりの保全と 創造	生物生息地となる樹林地や緑地の保全と活用 農地の保全と活用 民有地緑化の推進 公共空間の緑化の推進
	(2) 五月山のみどりの保全 と活用	五月山の自然回復の促進と適正管理 市民の環境活動・里山管理活動の推進 豊かな自然を活用した楽しい環境学習の推進
	(3) 水辺の保全と活用	河川の自然環境の保全と活用 親しめる水辺環境づくりの推進
	(4) 生物多様性の保全	水辺と緑地をつなぐ生物のネットワーク回復の推進 多様な生物の生息生育環境の保全と創造
5 人にやさしい まちづくりを進めよう	(1) 池田らしい文化・景観 の保全と創出	歴史・文化資源の保全と活用 伝統地場産業の継承と振興 景観形成活動の推進
	(2) だれもがいきいきと 暮らせるまちづくり	バリアフリーの推進 活力のあるコミュニティづくりの推進
	(3) 健康で安心して暮らせる まちづくり	母子保健衛生の充実 公害や環境汚染の防止 通過交通対策の推進 安全、安心なまちづくりの推進

5 計画フレーム

(1) 目標年次

本計画の目標年次は 2020 年度から 2029 年度の 10 年間とします。

ただし、本計画の取り組み内容等の進捗や、第6次池田市総合計画、池田市都市計画マスタープランの改訂動向を踏まえ、本計画を見直すものとします。

計画	年 度										
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
緑の基本計画 (本計画)	▶										
関連計画等	第6次 池田市総合計画	▶									
	池田市都市計画 マスタープラン (改訂版 ver.1+)	▶									
	池田市 新環境基本計画	▶									

図 1.2 本計画及び関連計画等の目標年次

(2) 計画対象区域

計画の対象区域は、池田市全域（面積 22.14 km²）とします。

(3) 目標年次の人口見込み

国立社会保障・人口問題研究所によれば、本市の 2045 年の人口は 88,593 人と推計されています。

本計画の目標年次である 2029 年度の人口は、同研究所の推計値に基づき、約 98,000 人として、本計画を策定します。

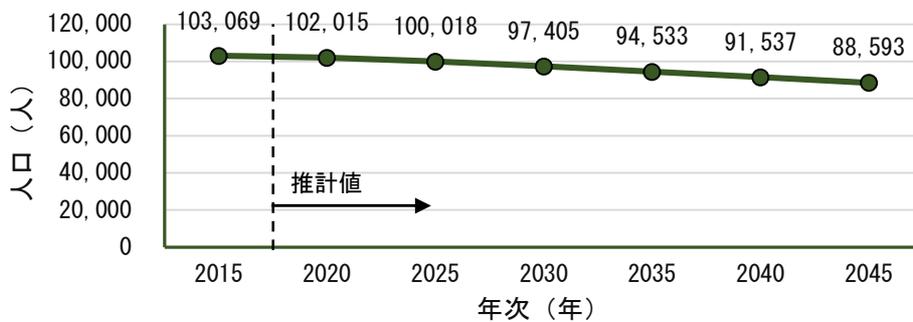


図 1.3 本市の将来人口推計

(出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成 30 (2018) 年推計))

6 本計画書の構成

本計画の構成を以下に示します。



7 アンケート調査について

緑化に関する市民意識や、緑化活動団体の意識を把握することを目的に以下のように、市民アンケート調査と緑化活動団体アンケート調査を実施しました。

主な質問内容や調査結果については、関連する項目の末尾に示しました。

(1) 市民アンケート調査

市民アンケート調査は、平成 29 (2017) 年 12 月～平成 30 (2018) 年 1 月に実施しました。調査では、市内 5 地区に区分し、ご回答を頂きました。

市民アンケート調査の概要を以下に示します。

表 1.2 アンケート調査結果の概要

調査期間	平成 29 年 12 月 27 日～平成 30 年 1 月 21 日
対象者	18 歳以上の市民 ※住民基本台帳より無作為抽出
配布数	800 件
有効回答数	326 件
有効回答率	40.8% (326/800 件)



図 1.4 設定した地域区分

(2) 緑化活動団体アンケート調査

緑化活動団体アンケート調査は、平成 30（2018）年 1 月に実施しました。
アンケート調査の概要を以下に示します。

表 1.3 アンケート調査結果の概要

調査期間	平成 30 年 1 月 5 日～ 1 月 29 日
対象者	平成 29 年 11 月 30 日現在登録されている市民活動団体より抽出
配布数	40 件
有効回答数	29 件
有効回答率	72.5% (29/40 件)

第2章 池田市の緑に関わる現状

1 都市の概況

(1) 位置・地勢

本市は、大阪府の北西部に位置し、大阪都心より北に約 16km の距離にあります。

市域北部には、標高 315m の五月山が位置し、市内には、猪名川、余野川、箕面川などの河川が流れています。

市域の地形は、河川の堆積作用によって形成された段丘地形となっています。



図 2.1 池田市広域位置図

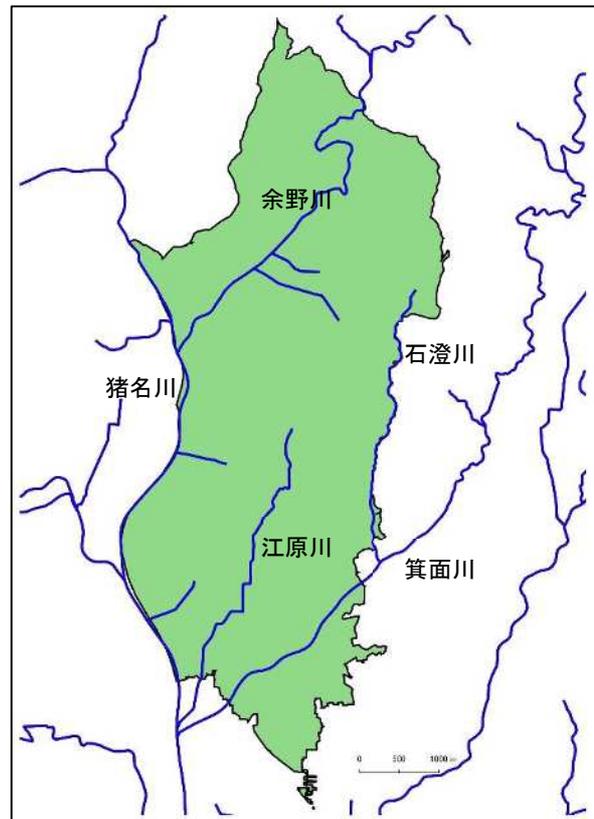
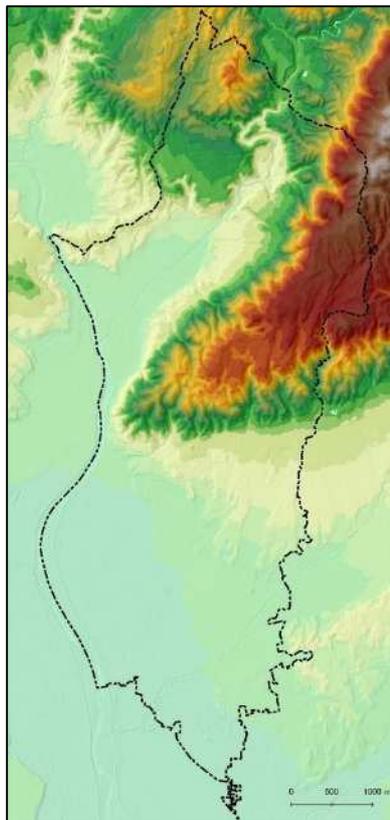


図 2.2 地形・水系図

(出典：国土地理院 基盤地図情報 (数値標高モデル) 10mメッシュ)

(2) 社会的条件

① 人口

本市の総人口は、昭和 50 年（1975）年に 10 万人を越えて以来、現在に至るまで 10 万人程度で推移していますが、平成 22（2010）年以降は減少期に入っています。

平成 27（2015）年現在の年齢 3 区分別人口を見ると、年少人口（0～14 歳）割合は 13.0%、生産年齢人口（15～64 歳）割合は 61.1%、老年人口（65 歳以上）割合は 25.9%となっています。

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2045 年には 88,593 人まで減少すると見込まれ、今後、老年人口の増加と生産年齢人口、年少人口の減少が予測されています。

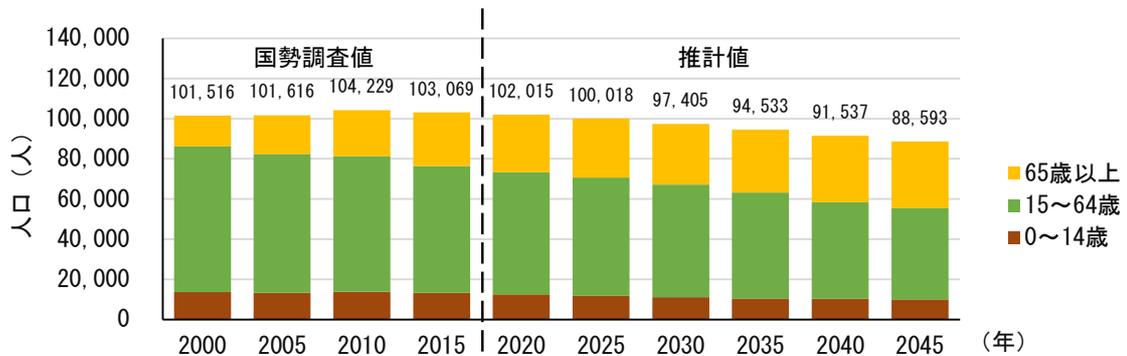


図 2.3 人口の動向と将来推計

(出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成 30（2018）年推計）)

② 土地利用・開発動向

本市の土地利用の特徴は、山林・原野などの自然的土地利用の割合が多いことが挙げられます。また、市街地は住宅地が主であり、商業地、工業地の割合は少なくなっています。

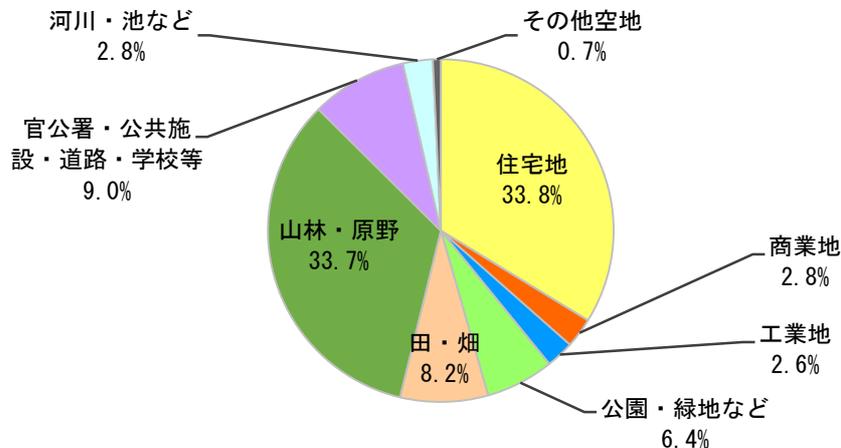


図 2.4 土地利用分類の割合

(出典：平成 27 年度都市計画基礎調査)

土地利用の分布状況を見ると、市北部には山林、原野・牧野、畑に区分される土地利用が広く分布し、市南部には一般市街地や商業業務地が多く分布しています。

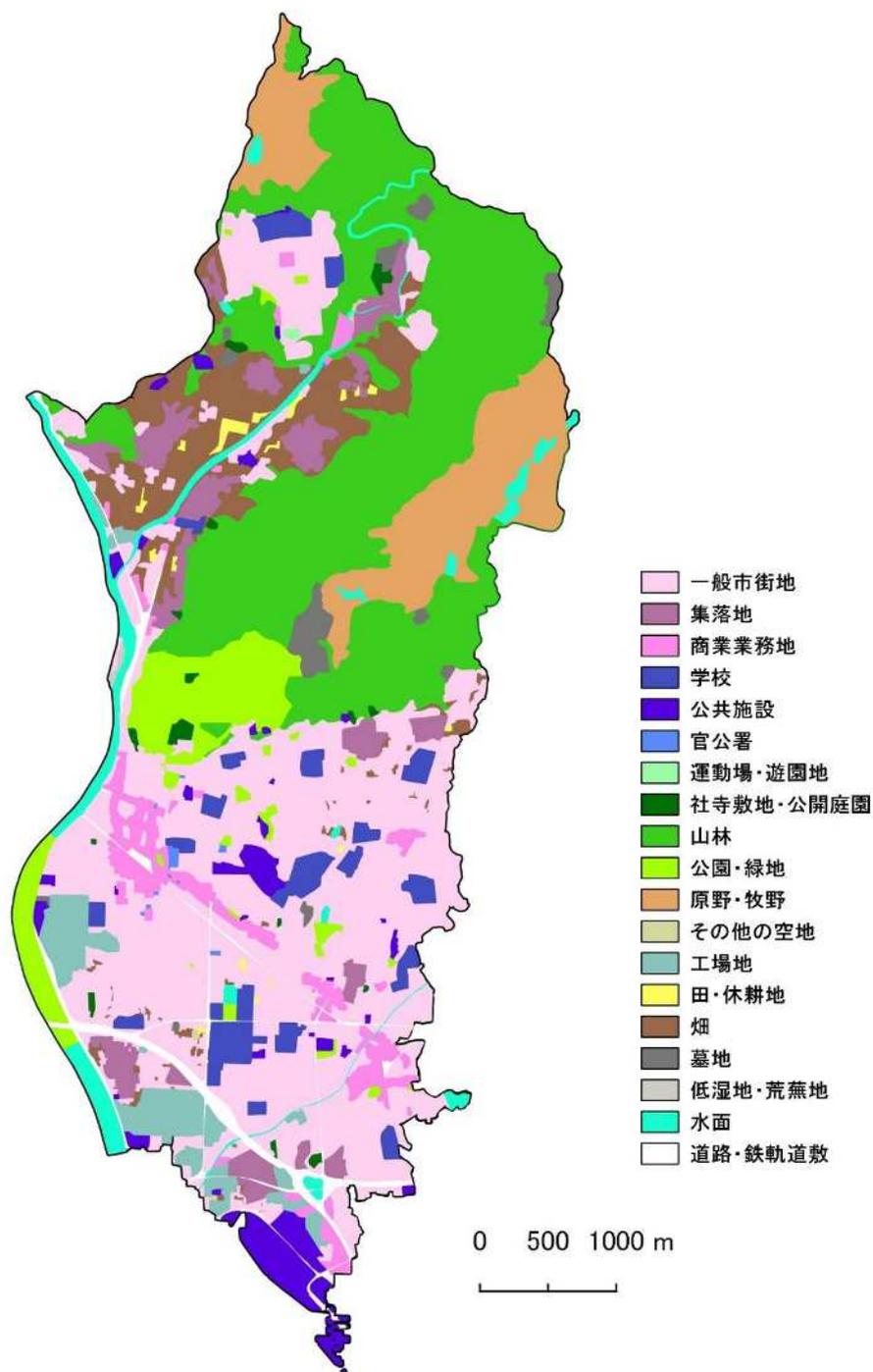


図 2.5 土地利用分類図

(出典：平成 27 年度都市計画基礎調査)

③ 農地の動向

農地転用状況から、農地の減少傾向を把握しました。

件数、面積について、年による変動はありますが、毎年、10件前後で推移しており、農地が市域で減少していることが分かります。

農地転用の場所について、特定の地域への極端な偏りは確認されませんでした。

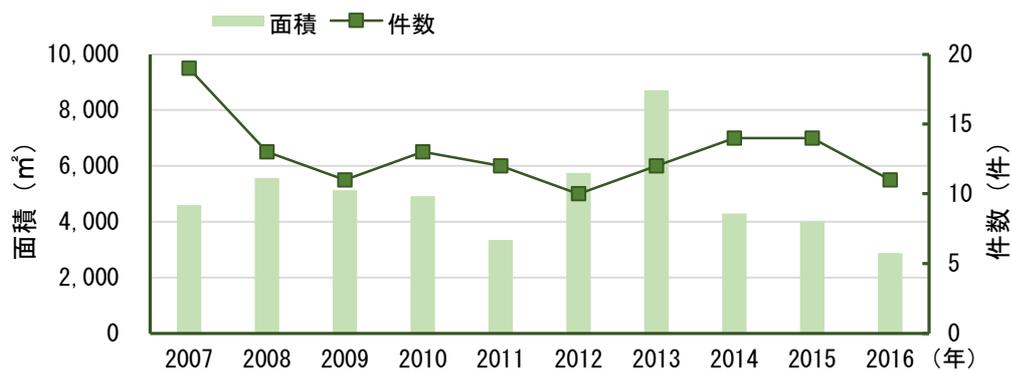


図 2.6 農地法第4条許可・届出整理簿

(出典：池田市統計書ほか)

④ 農家戸数・収穫面積の推移

本市の農家戸数及び収穫面積上位4種の推移を下図に示しました。

本市では、昭和55(1980)年以降、農家戸数、収穫面積ともに、花卉類・花木が概ね最も多くなっています。

花卉類・花木の農家戸数、農産物収穫面積の推移をみると、昭和55(1980)年にそれぞれ7,940a、354戸あったものが、平成12(2000)年には3,541a、85戸に減少しています。その後、平成27(2015)年にかけても緩やかに減少傾向となっています。

種苗・苗木類の農家戸数、農産物収穫面積の推移をみると、昭和55(1980)年から平成12(2000)年にかけて増加しますが、その後は減少傾向となっています。なお、2010年、2015年の種苗・苗木類の農家戸数・収穫面積は公表されていません。

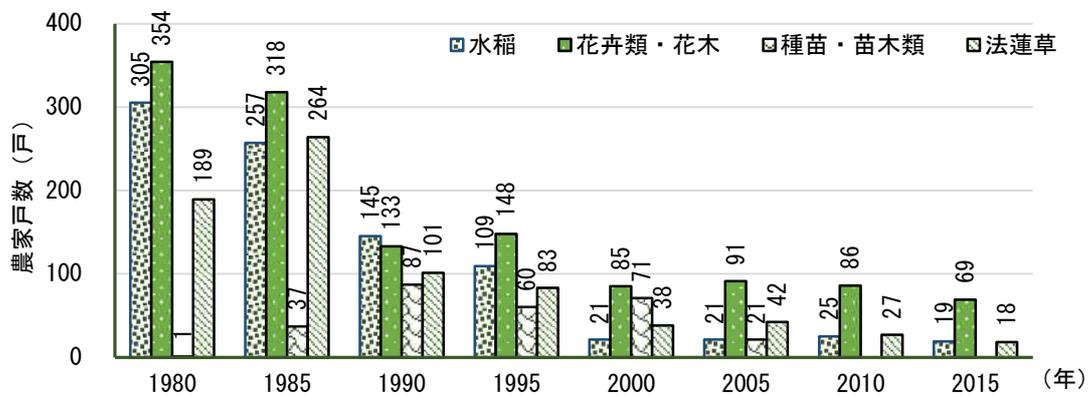


図 2.7 本市における品目別農家戸数の推移

(出典：池田市統計書)

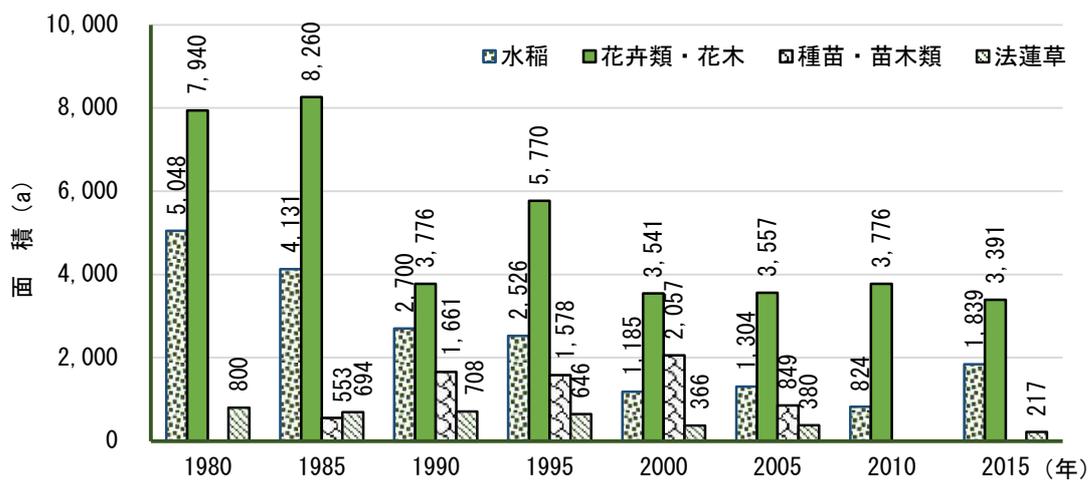


図 2.8 本市における品目別収穫面積の推移

(出典：池田市統計書)

コラム 細河の植木生産

本市の植木の歴史は、450年前の天文年間（室町時代末期 1532年～1555年）に山林用苗、桑苗作りから始まり、元和・延宝（江戸時代初期 1615年～1681年）年間には、多種多様の苗木、盆栽、花卉などが生産されるようになりました。しかし、幕府がぜいたくをきびしく取り締まったため、一時栽培の減少をみました。

明治、大正時代になると植木の需要が増加し、全耕地の80%にもおよびました。

特に、木部の「ボタン」は有名で、文化・文政の頃（江戸時代後期 1800年～1830年）には白ボタン172種類、赤ボタン161種類が栽培され、昭和の初めまで続きました。

昭和の初めには、交通の発展につれて国内はもちろん、遠く中国、東南アジア、欧米にまで販路が開かれました。その後、第二次世界大戦で植木の生産は、絶滅状態になりましたが、終戦と同時に、当時の指導的立場にあった人たちが園芸再興に力を尽くしました。

池田市の植木産業は、生産地あるいは植木の集散地として、日本四大産地（池田市のほか、埼玉/安行、愛知/稲沢、福岡/久留米）の中心的な役割を果たしてきましたが、最近では新興産地の出現などにより、需要が減少しています。また、急速な都市化の進展に伴い農業環境が悪化しています。



2 緑の現状

(1) 都市公園の整備状況

都市公園法で定める都市公園には、都市計画法に定める都市計画施設である公園又は緑地（都市計画公園等）で地方公共団体が設置するものと、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地（その他公園）があります。（そのほか国の設置する公園や緑地がありますが、ここでは説明を省きます。）

本市のこれら全てを合わせた都市公園面積は 123.99ha で、市民一人あたりの都市公園面積は 11.98 m²となっています（都市計画墓園を除く）。この値は、池田市都市公園条例に示される標準値 10 m²以上を満たし、また、周辺市町村と比較しても、高い値となっています。

表 2.1 都市公園の箇所数、開設面積

	箇所数	面積 (ha)
都市計画公園	19	13.27
都市計画緑地	3	100.37
都市計画墓園	(1)	(9.20)
その他公園	111	10.34
合計	133	123.99ha (※)

※都市計画墓園を除く。(H29 年度末現在)

出典：池田市都市計画概要

表 2.2 本市近隣地域の地域ごとの一人当たり公園面積

地域 (市町)		一人当たり公園面積
大阪市地域	大阪市	3.29 m ² /人
三島地域	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	6.01 m ² /人
豊能地域	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	8.76 m ² /人
大阪府平均		5.37 m ² /人

出典：平成 29 年度大阪府統計年鑑（平成 30 年 3 月刊行、平成 27 年度末現在）

また、市街化区域（図 2.9）の一人あたりの都市公園面積は 5.70 m²となっています。この値は、都市公園法施行令に示される標準値 5 m²以上を満たしています。

図 2.9 に、都市公園を利用する人の範囲（誘致圏）として 250m 圏域を想定し、図示します。

図では、地区公園や近隣公園では広範囲から市民が訪れる可能性を考慮し、地区公園

(水月公園)では、1,000m圏域を、近隣公園(豊島野公園、夫婦池公園、石橋駅前公園、茶臼山公園)では500m圏域も併せて示しています。

図から、市街化区域では概ねこの圏域に入りますが、市域南側では、圏域外となる範囲があることが分かります。

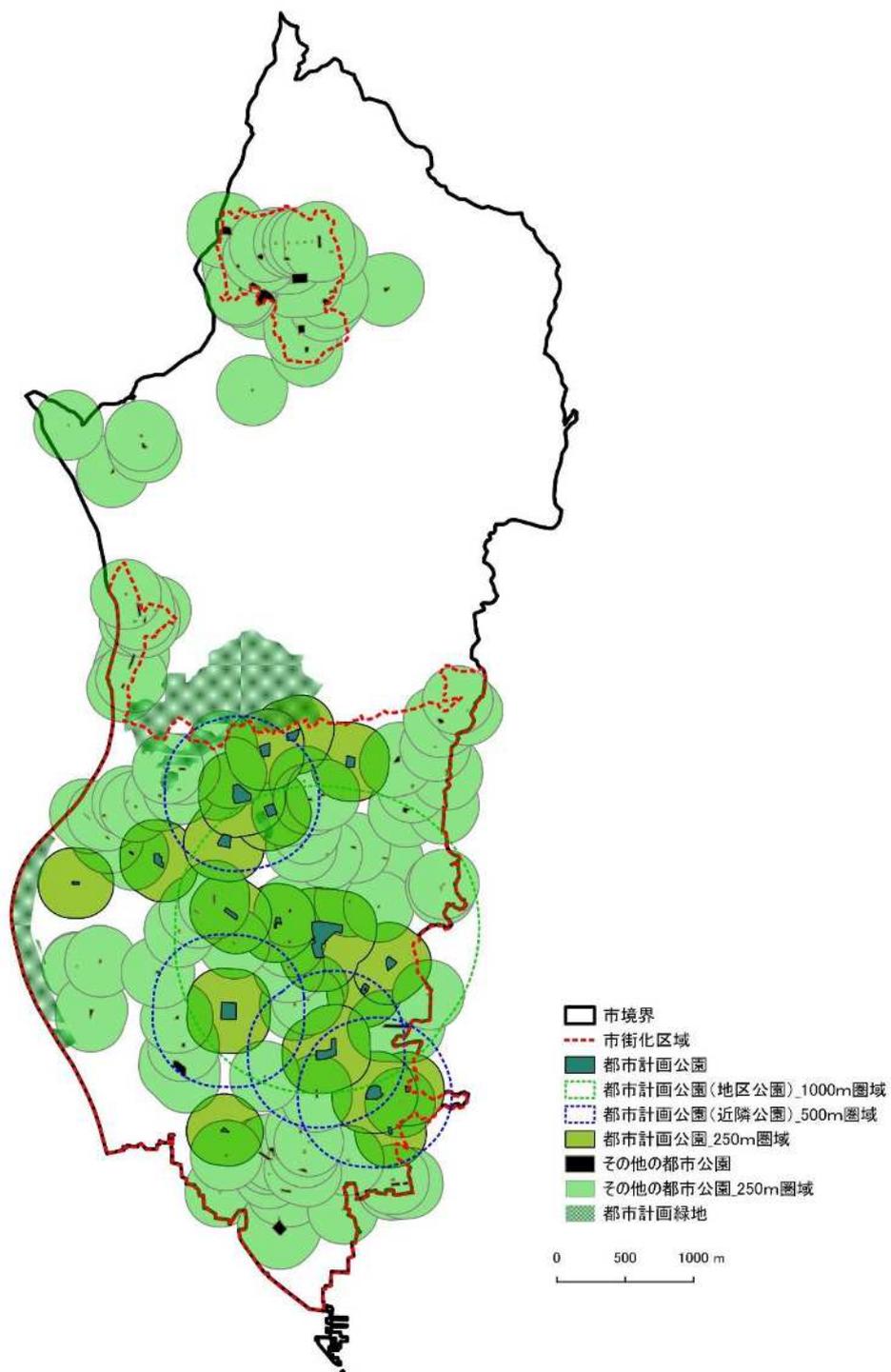


図 2.9 都市公園の分布および各公園からの圏域

①都市計画公園等の状況

都市計画公園、都市計画緑地、都市計画墓園は、都市計画法第十一条に規定される都市施設であり、都市計画決定権者である都道府県知事又は市町村長が都市計画決定した「公園」、「緑地」、「墓園」を指します。

本市では、都市計画公園 27 か所 (69.79ha)、都市計画緑地 3 か所 (116.5ha)、都市計画墓園 1 か所 (15.2ha) を都市計画決定しています。このうち都市計画公園 19 か所 (13.27ha)、都市計画緑地 3 か所 (100.37ha) を開設しており、整備率はそれぞれ 51.1% (特殊公園を除く)、86.2%となっています。

表 2.3 都市計画公園等の箇所数、開設面積

	公園の 種別	計画決定		開設済み	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市計画公園	街区公園	19	7.59	14	5.31
	近隣公園	5	7.70	4	4.75
	地区公園	2	10.70	1	3.21
	特殊公園	1	43.80	0	0
	合計	27	69.79	19	13.27
都市計画緑地		3	116.5	3	100.37
都市計画墓園		1	15.2	1	9.20

(平成 29 年度末現在)

表 2.4 公園の種別

街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園
特殊公園	ア) 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園 イ) 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園

出典：第 8 版 都市計画運用指針

ア 都市計画公園

本市では、都市計画公園として、平成 29 (2017) 年度末現在で、街区公園 19 か所、近隣公園 5 か所、地区公園 2 か所、風致公園 1 か所、計 27 か所を計画決定し、

そのうち、街区公園 14 か所、近隣公園 4 か所、地区公園 1 か所を開設しています。

イ 都市計画緑地

本市では、都市計画緑地として 3 か所（五月山緑地、猪名川緑地、五月丘緑地）を計画決定し、平成 29（2017）年度末現在、100.37ha を整備しています。

五月山緑地は、昭和 16（1941）年 12 月に計画決定し、緑地の保全に努めながら、動物園、都市緑化植物園、展望台、ハイキングコース等の整備を行っています。

猪名川緑地は、昭和 44（1969）年 12 月に計画決定し、市民のスポーツ振興と体力の向上に資する目的で猪名川河川敷を利用し、整備を行っています。

五月丘緑地は、昭和 54（1979）年 11 月に計画決定し、昭和 59（1984）年 3 月に竣工しています。市立図書館や歴史民俗資料館と隣接した都市緑地で、市民の身近な散策の場として親しまれています。

ウ 都市計画墓園

本市では、五月山霊園を、昭和 43（1968）年 9 月に新都市計画法に基づく全国で第 1 号の公園墓地として計画決定し、昭和 44（1969）年 4 月に開設しています。さらに、昭和 57（1982）年 8 月に 15.2ha に区域を拡張しています。

②その他公園

その他公園として 111 か所、10.34ha の都市公園を整備しています。

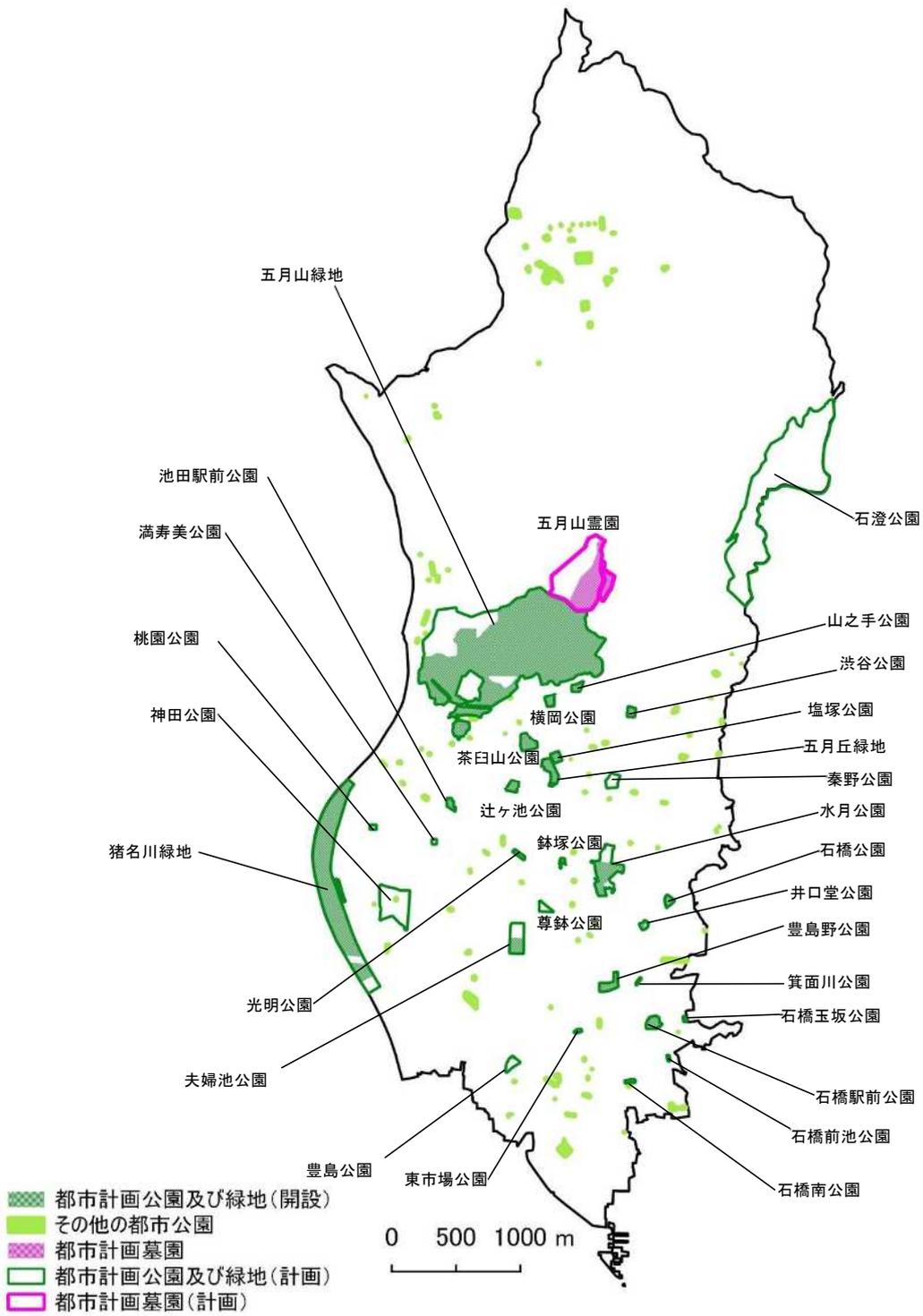


図 2.10 都市計画公園等の分布状況

(2) 都市公園における遊具等の現状

平成 28 (2016) ~29 (2017) 年度に調査が行われた公園遊具の点検結果を見ると、C 判定 (要修繕や要対応のか所がある) の遊具が全体の 56% を占め、使用禁止措置を取った遊具も 2% 見られます。

近年、開設後年数の経過に伴い、施設故障等によって撤去する施設が増加傾向となっています。

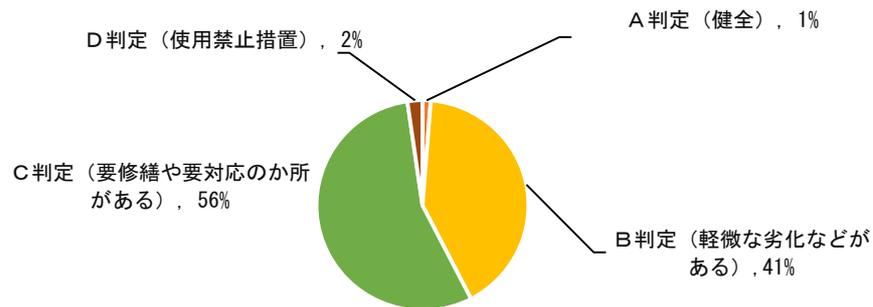


図 2.1.1 公園遊具等の点検結果 (平成 28 (2016) ~29 (2017) 年度調査)

(出典: 池田市資料)

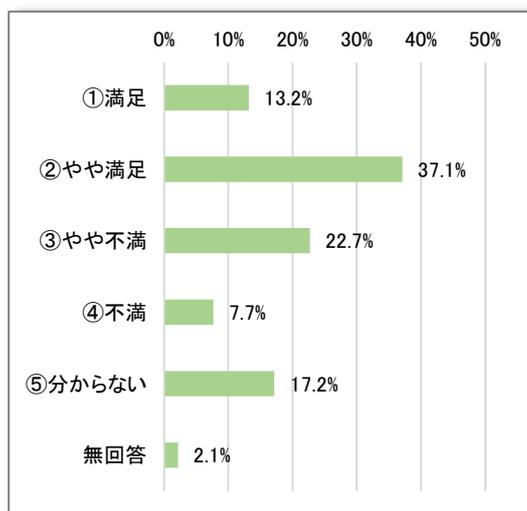
■ 市民アンケート調査の結果から ■

市民アンケート調査では、公園の数と規模について約半数が「満足」、「やや満足」と答えています。

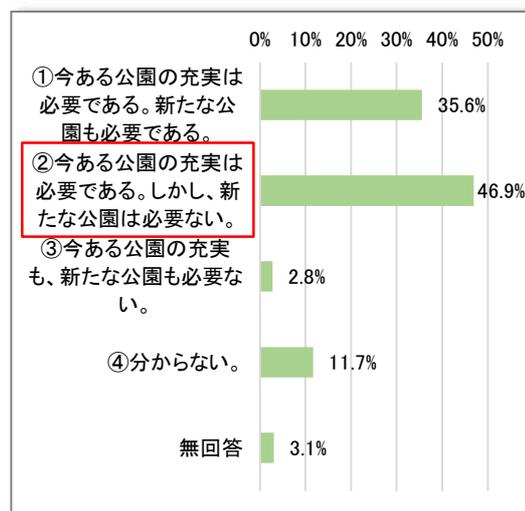
また、今ある公園の充実の必要性や新たな公園整備の必要性について、約47%が今ある公園の充実が必要であるが新たな公園は必要がないと答えています。一方で、公園の充実と新たな公園整備を求める回答は約36%でした。

今ある公園を充実する際に重視すべき事項としては、「古く傷んだ遊具や施設の再整備」、「人気のある公園にカフェを設けるなど、新しい公園利用を引き出し、魅力を高める」という回答が多く見られました。

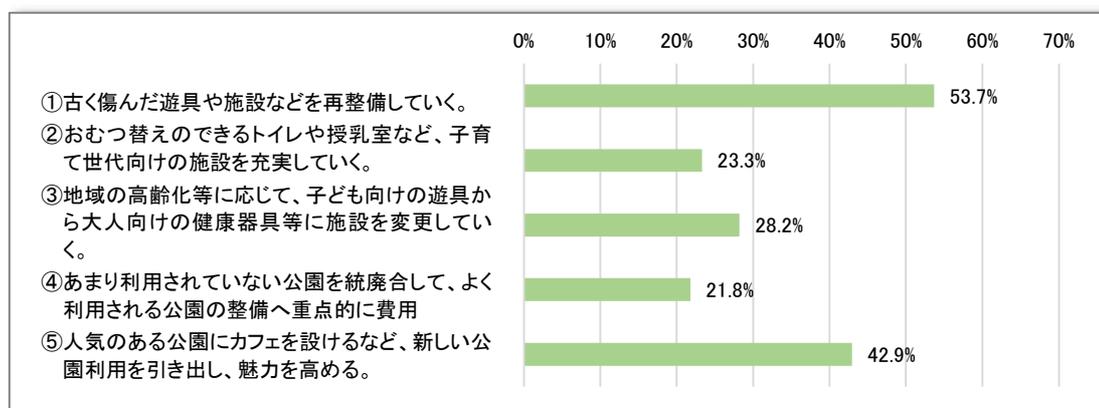
Q. 市内の公園の数と規模について、満足していますか



Q. 今ある市内の公園の充実(改修等)、新たな公園は必要ですか



Q. 今ある公園の充実として、重視すべき点は次のうちどれですか



(3) 街路樹の整備状況

市内にある街路樹のうち、市が管理する街路樹の整備状況を下図に示します。
図では、以下のように、街路樹を区分しています。

花を楽しめる樹木（ソメイヨシノ・ヤマザクラ・ヤエザクラ・ハナミズキ）
年間を通して葉をつける樹木（クスノキ・カクレミノ・シマトネリコ・モッコク）
紅葉が美しい樹木（イチョウ・トウカエデ・ユリノキ）
花を楽しめる樹木・紅葉が美しい樹木

図のように、市内の道路には紅葉が美しい樹木や花を楽しめる樹木などが植栽されていますが、植栽場所の問題等から街路樹のない道路も多く見られます。

街路樹が整備されている市道においても、幅員 7m前後の車道に 2m前後の歩道が設置されている比較的小規模な道路区間が大半であり、低木植栽と高木植栽が組み合わせるなどのようなボリュームのある緑は少ないのが現状です。

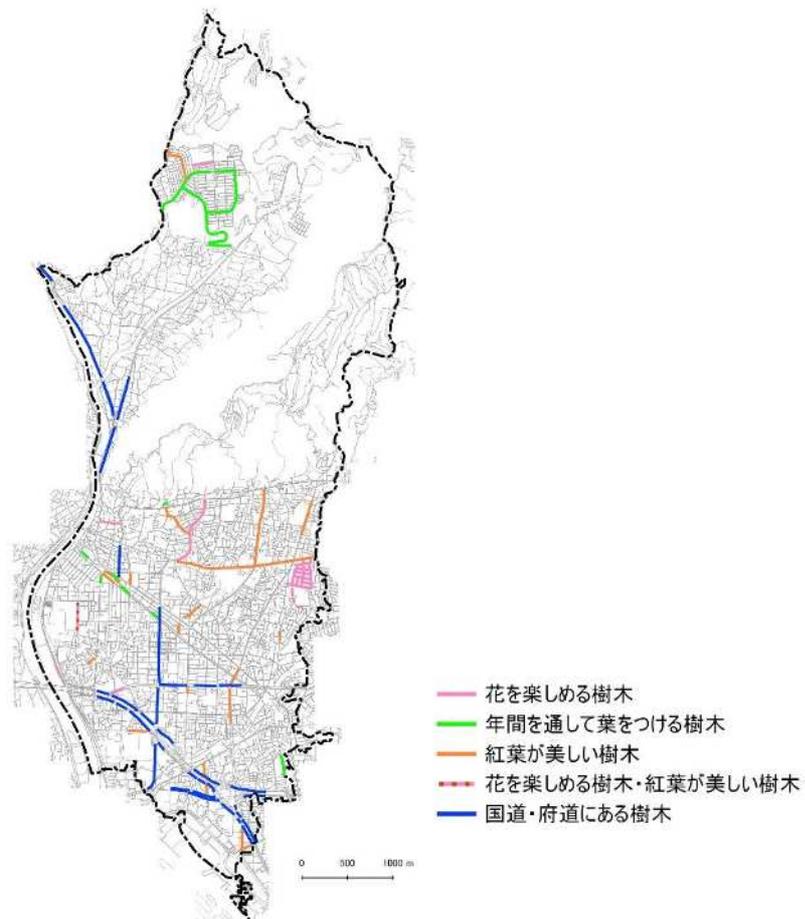


図 2.12 街路樹整備状況図

(4) 保存樹木、保存樹林

保存樹木は、健全で樹容が美観上特に優れており、1.5メートルの高さにおける幹周囲が1.5メートル以上または高さ15メートル以上の樹木から指定されます。平成29（2017）年度末現在で、本市には63本の保存樹木（内、市有木3本）が指定されています。保存樹木の樹種は、クスノキが16本と最も多く、次いでイチョウ、ムクノキが10本、エノキ7本、ケヤキ4本等となっています。

保存樹林は、その集団に属する樹木が健全で樹容が美観上特に優れており、その集団の存在する面積が1,000平方メートル以上ある樹林から指定されます。保存樹林は24か所が指定されています。

(5) 地域制緑地の状況

本市には地域制緑地として、近郊緑地保全区域、風致地区が指定されています。

また、市街地、集落地及び幹線道路から眺望される五月山山系・山麓の眺望景観を保全するため、市の五月山景観保全条例によって「景観保全地区」を指定しています。

このほかにも、五月山山麓・山間部の緑地を保全することを目的に、「五月山山麓・山間緑地の保全に関する要綱」が平成6（1994）年より実施されており、建築物その他工作物の新設、改築を行う場合等に市長に届ける必要があります。土地所有者は、土地の利用に著しい支障を来す場合等、市長に対して土地の買い取りを申し出ることができ、市ではこれまでに17.4haを買い取っています。

表 2.5 地域制緑地の状況

区分	区域、面積等
近郊緑地保全区域	北摂連山(五月山山系) 693.00ha
風致地区	鼓ヶ滝風致地区 31.00ha 池田山風致地区 396.86ha 待兼山風致地区 6.32ha
景観保全地区(市条例)	五月山山系 494.00ha

平成29年度末現在（重複含む）

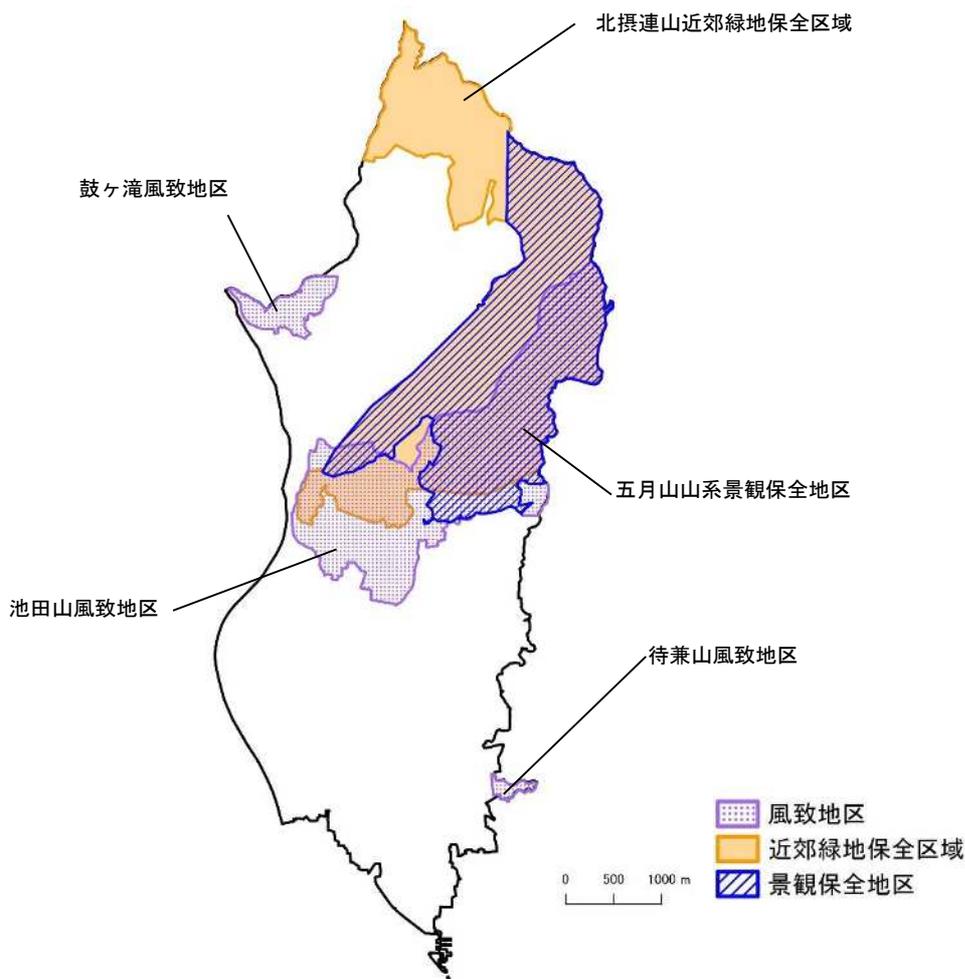


図 2.13 地域制緑地区域図

(6) 生産緑地地区

生産緑地は、市街化区域内における優れた環境機能を有する農地等について、その緑地機能を積極的に評価し、より計画的、永続的な保全を図ることにより、農林業と調和した良好な都市環境を保全することを目的とするものです。

本市では、平成4(1992)年11月に生産緑地地区の指定を行い、その後、土地区画整理事業や制限の解除等に伴う地区数及び区域の変更を行っています。

生産緑地は、主たる従事者が死亡等の理由により従事することができなくなった場合、または生産緑地として告示された日から30年が経過した場合には市長に買取りを申し出ることができます。

平成29(2017)年度の実施条例改正では、指定から30年が経過する生産緑地について、農地所有者等の同意を得て、市が特定生産緑地に指定することで、買取り申出できる時期を10年間延期できる制度が創設されました。また、生産緑地法の改正により、生産緑地地区に指定する面積要件が緩和されたほか、農作物等を使用する製

造・加工施設、直売所、農家レストランの設置などが可能となりました。

表 2.6 生産緑地の指定状況

区分	区域、面積等
生産緑地	72 地区、11.68ha

平成 29 年度末現在

生産緑地は、市南部の神田・北豊島・石橋南地域のほか、五月丘・秦野地域を中心に分布しています。

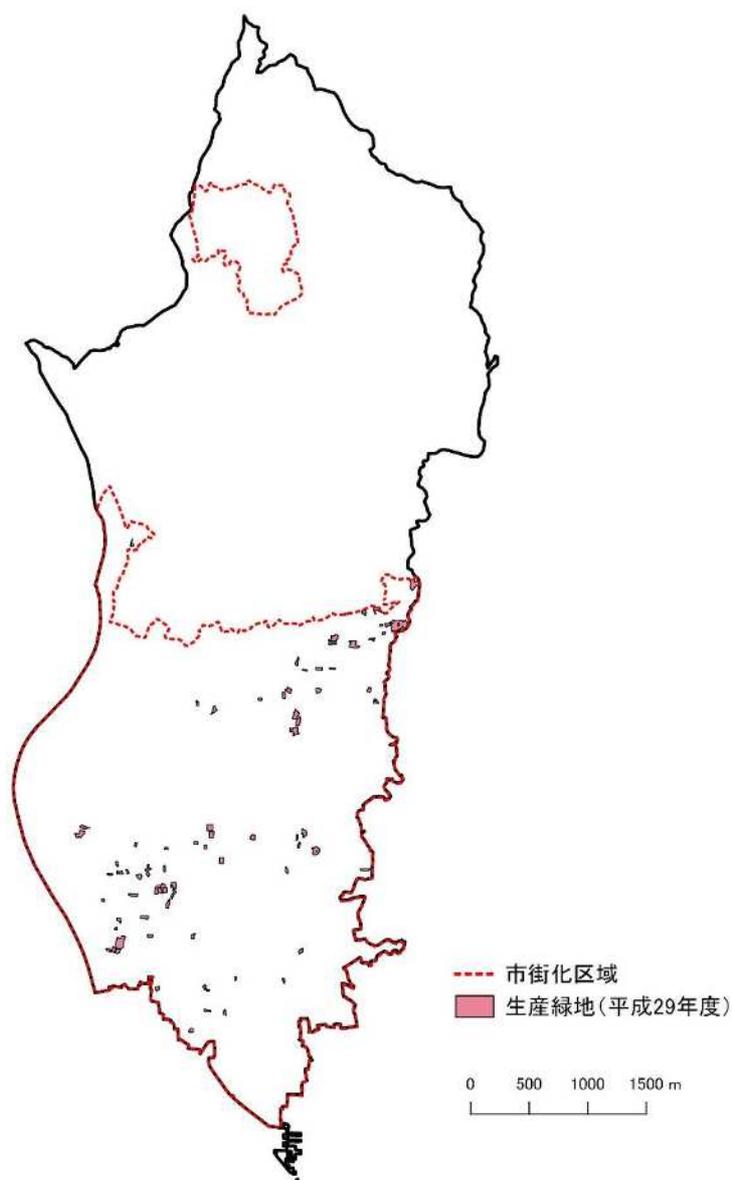


図 2.14 生産緑地の分布

生産緑地面積の面積は年々減少傾向にあり、平成 29(2017)年の生産緑地面積は、平成 4 (1992) 年に比べて約 16%減少しています。

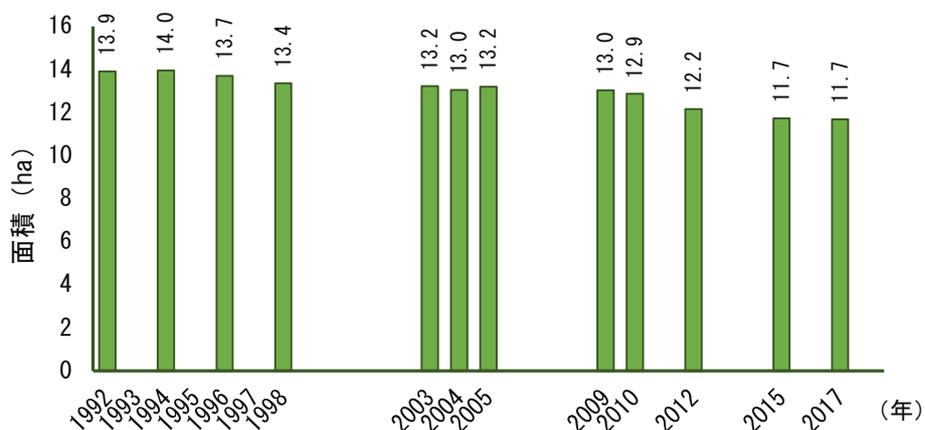


図 2.15 生産緑地面積の推移

(7) 主要な景観資源

本市の骨格をなす景観として、五月山の緑、猪名川の水辺など、山地と河川の自然景観が特に重要です。

また、細河の植木生産地など、緑にまつわる生産活動によって形成される景観、水月公園や池田城跡などの公園景観、紅葉の名所として有名な久安寺等の歴史的景観、その他市民グループによって管理されている花壇等の景観や市民や事業者によって管理されている里山景観等が、本市の主な景観資源として挙げられます。

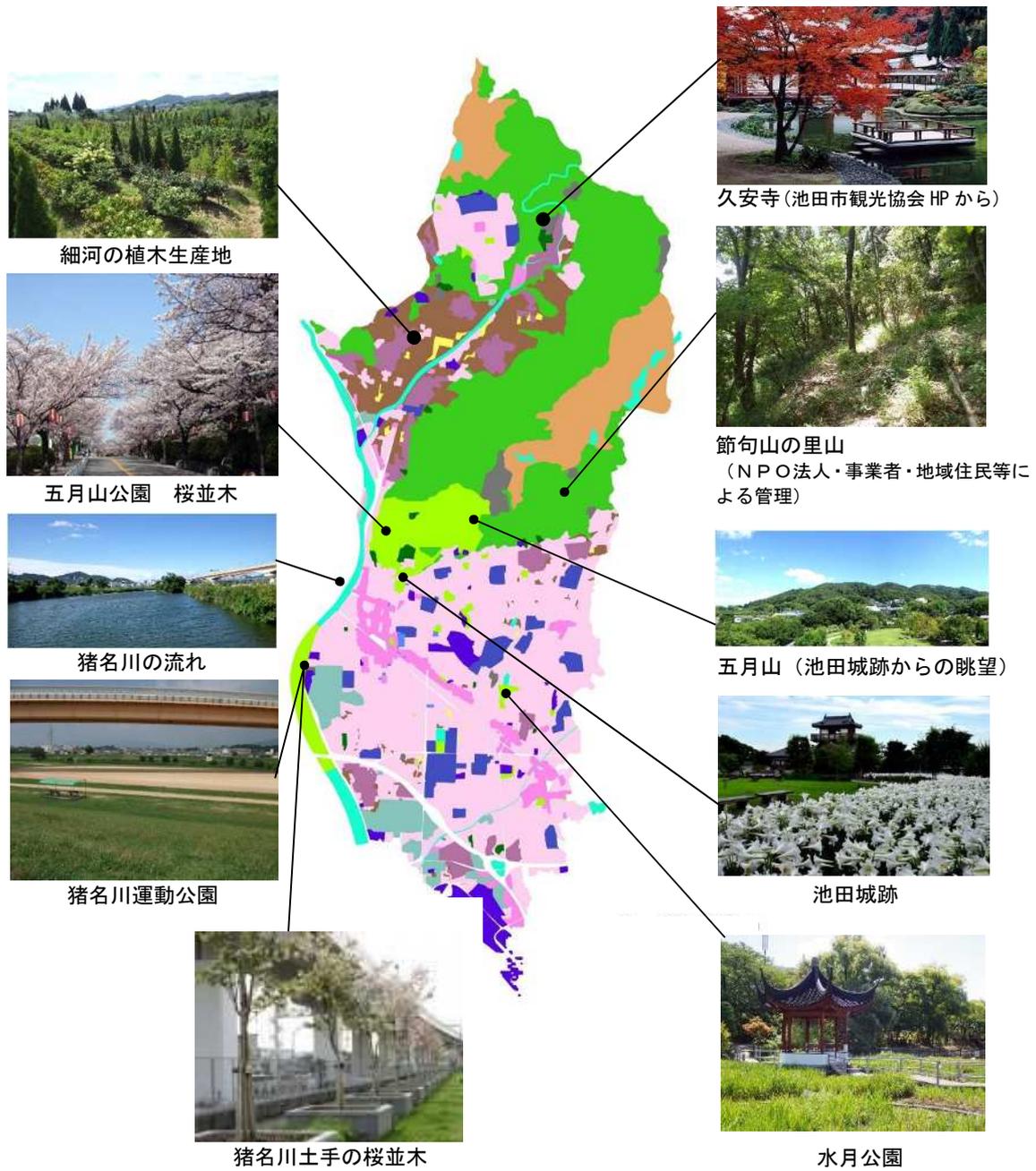


図 2.16 景観資源分布図

3 緑被率等

(1) 市域全体の緑の現況

緑の現況として、平成 28 (2016) 年現在において植物で被覆されている範囲（裸地および航空写真で判別困難な芝生地を除く）を調査し、緑被の種類毎の分布状況を図化した結果を下図に示します。

市域北側は樹林地、ゴルフ場、農地で特徴づけられ、南側は庭園木が中心となっています。また、猪名川や余野川などの河川、街路樹が地域の緑をつなぐ「緑の軸」となっています。

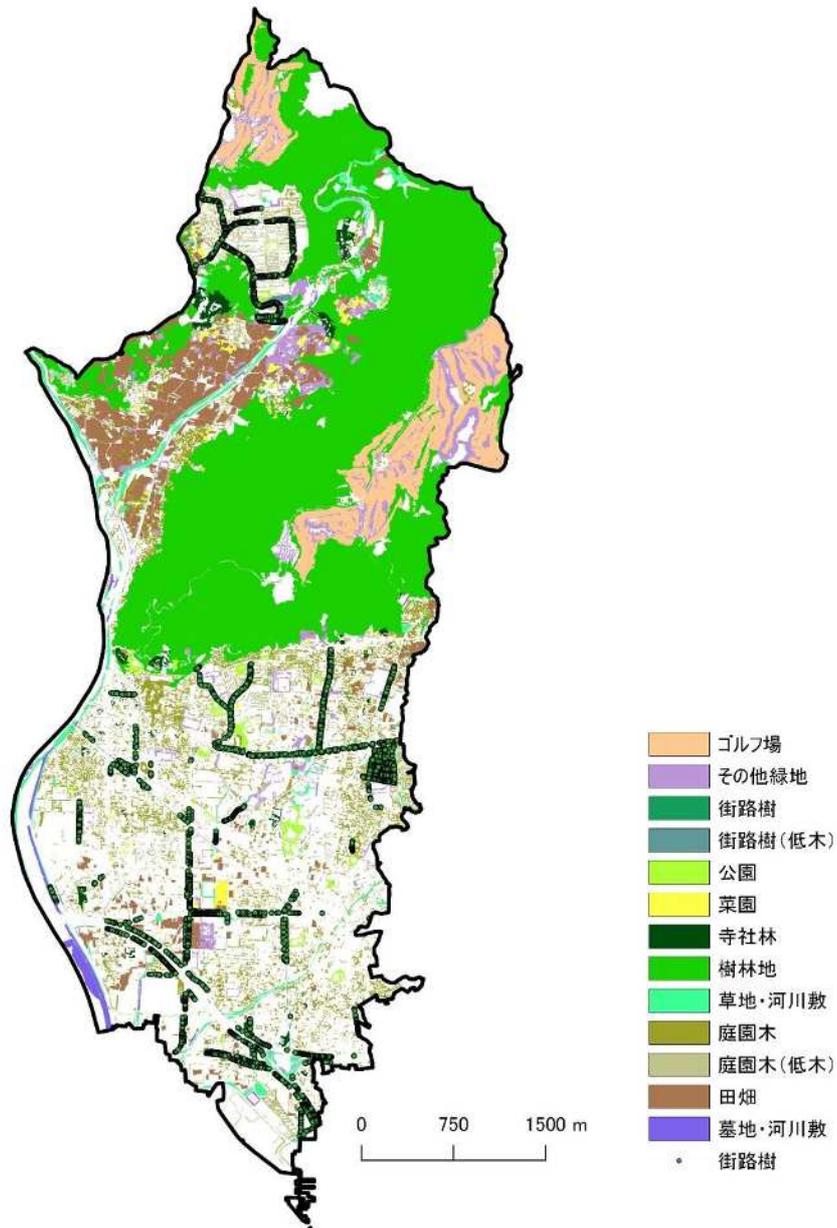


図 2.17 緑地現況図

(2) 地域別に見た緑の現況

① 神田・北豊島・石橋南地域

神田・北豊島・石橋南地域の緑の現況は以下の通りです。

- ◆ 地域北側に位置する夫婦池公園や府立園芸高校の圃場、地域東側の都市公園や南側の空港緑地、地域西側に点在する農地が重要な緑となっています。
- ◆ 地域の西側に猪名川緑地が位置しています。また、東西方向に中国自動車道が横断し、その側道に連続した街路樹が見られます。猪名川緑地や街路樹が地域の緑をつなぐ「緑の軸」となっています。
- ◆ 地域の東側は豊中市に位置する大阪大学豊中キャンパスと連続する中山池があります。

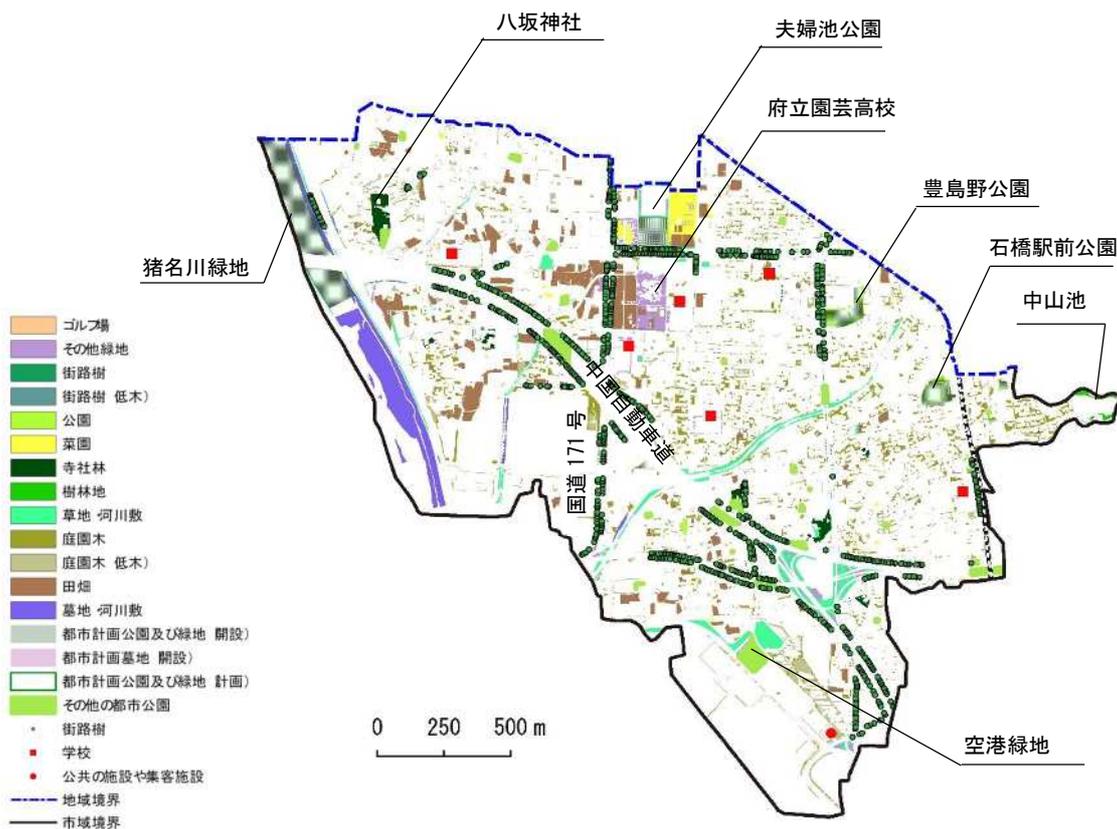


図 2.18 緑の現況（神田・北豊島・石橋南地域）

② 緑丘・石橋地域

緑丘・石橋地域の緑の現況は以下の通りです。

- ◆ 地域全体に住宅地が広がっています。地域の東側では、庭園木が多く見られる住宅地が見られます。
- ◆ 地域の中央に水月公園が位置し、地域の重要な緑となっています。また、石橋公園や井口堂公園も地域の重要な緑といえます。
- ◆ 地域の緑をつなぐ「緑の軸」は確認できません。

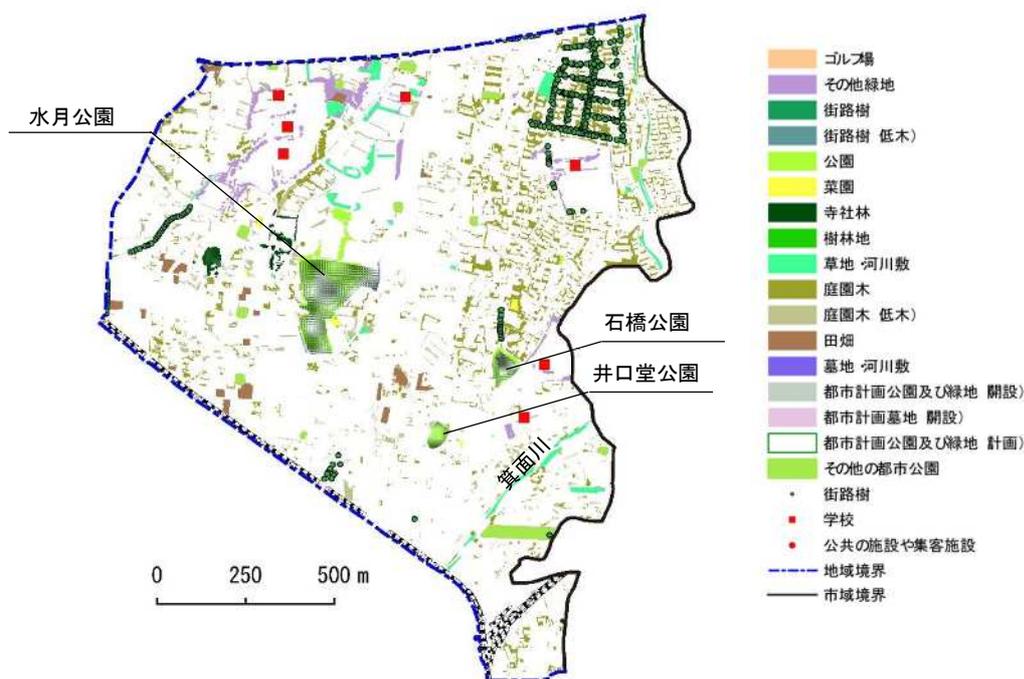


図 2.19 緑の現況 (緑丘・石橋地域)

③ 池田・呉服地域

池田・呉服地域の緑の現況は以下の通りです。

- ◆ 地域の北側に五月山緑地(五月山)や池田城跡が位置し、地域の緑の拠点となっています。
- ◆ 地域の中央は、住宅地であり、都市公園のほか、庭園木が重要な緑になっています。地域西部の呉服神社付近の住宅地は明治 43 年に日本で初めての郊外分譲住宅地として開発され、現在でも当時の風情が残されています。
- ◆ 地域の西側には猪名川が位置し、地域を南北に結ぶ「緑の軸」となっています。また、河川敷は猪名川緑地となっています。
- ◆ 市域の南北方向を中心に街路樹が見られますが、地域全体を貫く状況ではありません。



図 2.20 緑の現況 (池田・呉服地域)

④ 五月丘・秦野地域

五月丘・秦野地域の緑の現況は以下の通りです。

- ◆ 地域北側の半分以上は樹林地やゴルフ場であり、地域だけではなく市域全体の緑の拠点となっています。
- ◆ 南側の市街化区域においては、西側に位置する都市公園や都市緑地、東側に点在する農地が重要な緑となっています。
- ◆ 南北方向に伸びる街路樹が地域の緑をつなぐ「緑の軸」となっています。

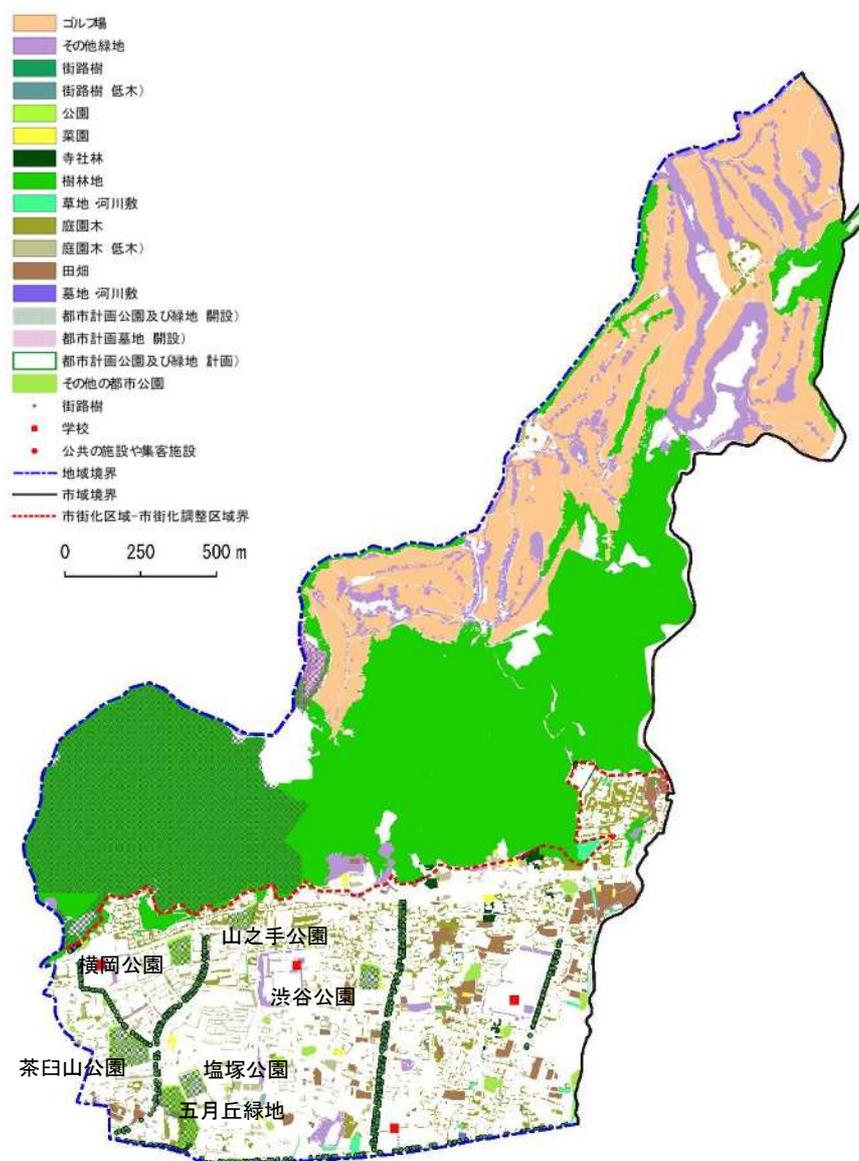


図 2.21 緑の現況 (五月丘・秦野地域)

⑤ 細郷地域

細郷地域の緑の現況は以下の通りです。

- ◆ 地域の多くは市街化調整区域であり、樹林地、農地が広い範囲を占めています。
- ◆ 市街化区域である伏尾台では、区域内を周回するように街路樹が見られます。
- ◆ 地域の西側に猪名川が、また、北東から南西にかけて、余野川が流れており、地域の緑をつなぐ「緑の軸」となっています。

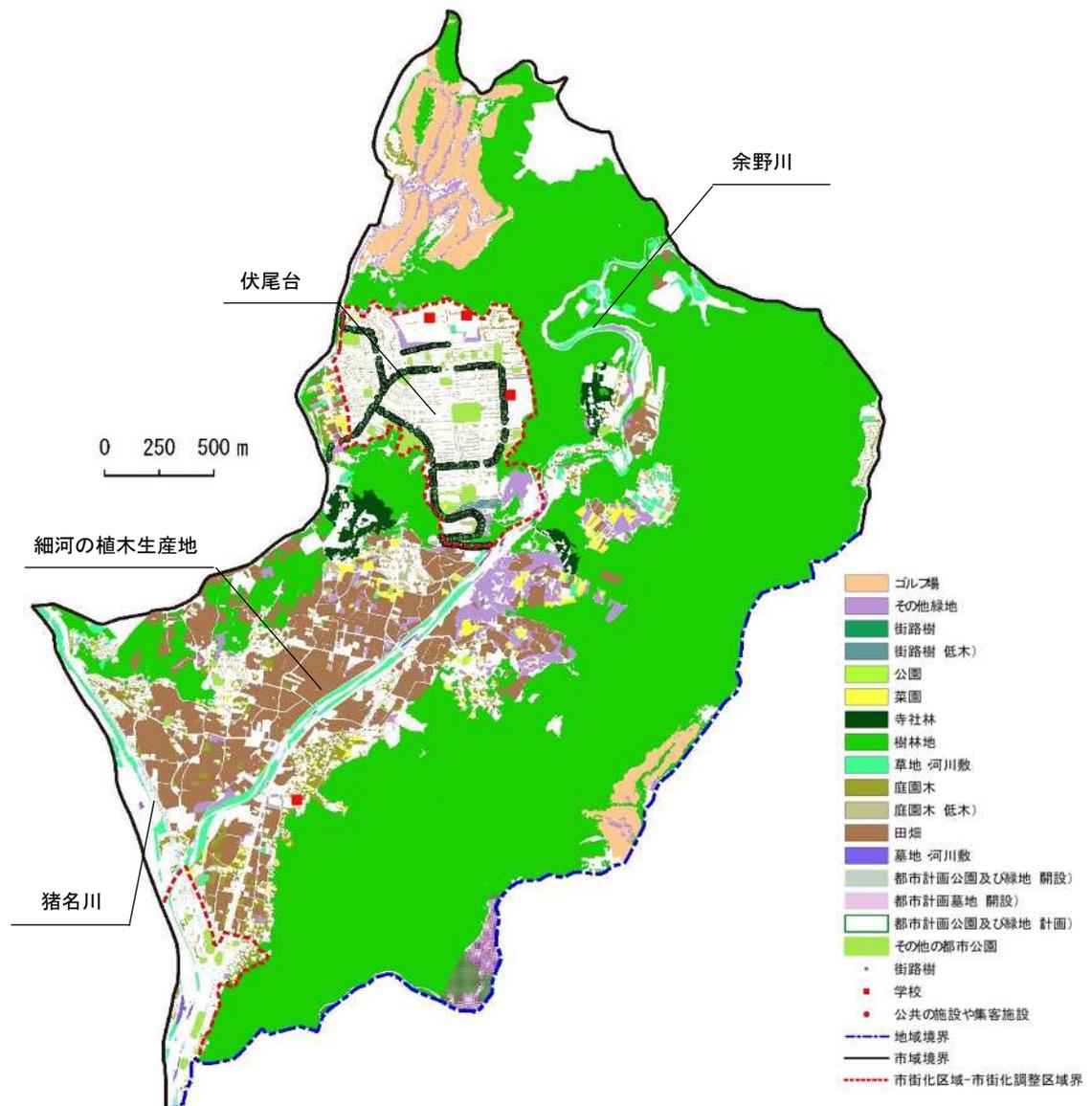


図 2.22 緑の現況 (細郷地域)

(3) 緑被率の状況

① 市全域及び区域区分別に見た緑被率

GIS を用いて作成した緑地状況図を基に、緑被の種類別に面積を集計しました。

その結果を用いて市域全体の状況を見ると、51.7%が緑被に覆われています。その内訳をみると、30.6%が「樹林地」で最も多く、次いで「田畑・菜園」の5.3%、「ゴルフ場」の4.9%が続いています。

住宅地の身近なみどりである「社寺林」、「街路樹」、「庭園木」、「田畑・菜園」の合計は11.0%となっています。

次に、市街化区域、市街化調整区域の別に緑被率を見ると、それぞれ16.9%、85.3%であり、大きな差が見られます。

市街化区域では、「庭園木」の7.7%が最も多く、次いで、「田畑・菜園」の2.5%、「草地・河川敷」の2.2%が続いています。

一方、市街化調整区域における緑被率は85.3%であり、最も多い区分は「樹林地」の59.1%、次いで、「ゴルフ場」の9.6%、「田畑・菜園」の8.1%となっています。

表 2.7 緑被面積が市全域、市街化区域、市街化調整区域それぞれに占める割合

区 分	市域全体での 緑被率 (%)	市街化区域での 緑被率 (%)	市街化調整区域で の緑被率 (%)
緑被全体	51.7	16.9%	85.3%
樹林地	30.6	1.1%	59.1%
社寺林	0.6	0.5%	0.7%
街路樹 (低木草地含む)	0.3	0.6%	0.0%
庭園木	4.8	7.7%	2.0%
田畑・菜園	5.3	2.5%	8.1%
草地・河川敷	1.8	2.2%	1.4%
ゴルフ場	4.9	0.0%	9.6%
その他緑地	3.3	2.2%	4.4%

※四捨五入の関係上、小区分の合計は緑被全体の割合と一致しない。

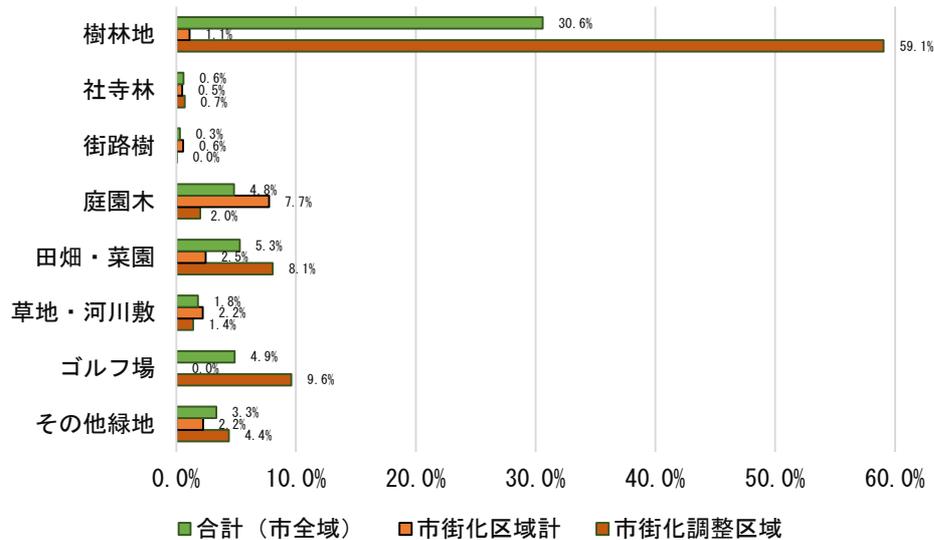
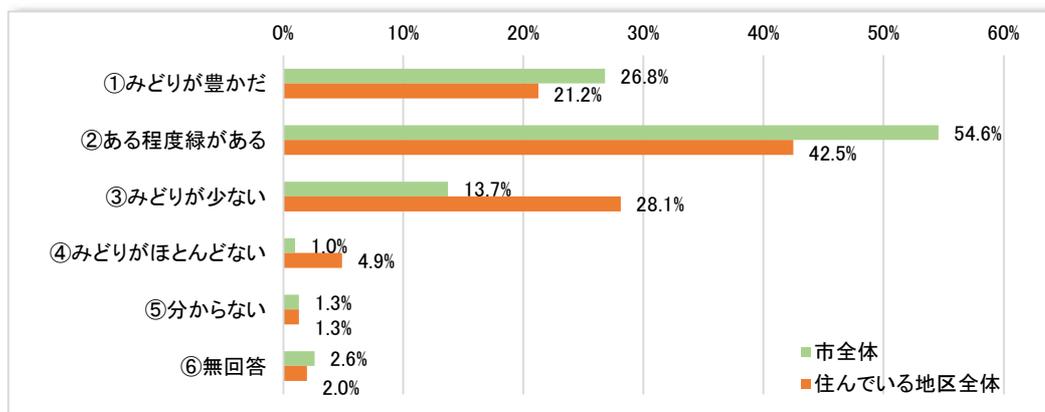


図 2.23 緑被面積が市全域、市街化区域、市街化調整区域それぞれに占める割合

■ 市民アンケート調査の結果から ■

市民アンケート調査で緑の量について聞いたところ、市全体については約 8 割が「みどりが豊かだ」、「ある程度緑がある」と回答しています。一方で、住んでいる地区については、「みどりが豊かだ」、「ある程度緑がある」と回答する割合は約 6 割であり、「緑が少ない」と感じる割合も 3 割近くになっています。これは、市全体については五月山を代表する樹林地の緑を連想し、住んでいる地区では庭園木や街路樹などを連想するためと考えられます。

Q. 緑の量について、あなたはどのように感じますか。

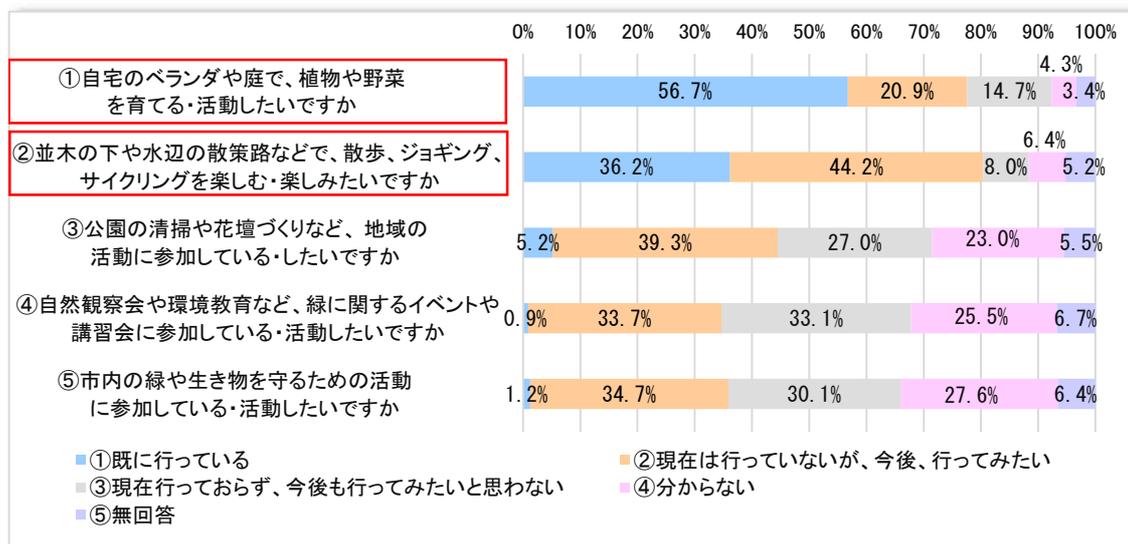


■ 市民アンケート調査の結果から ■

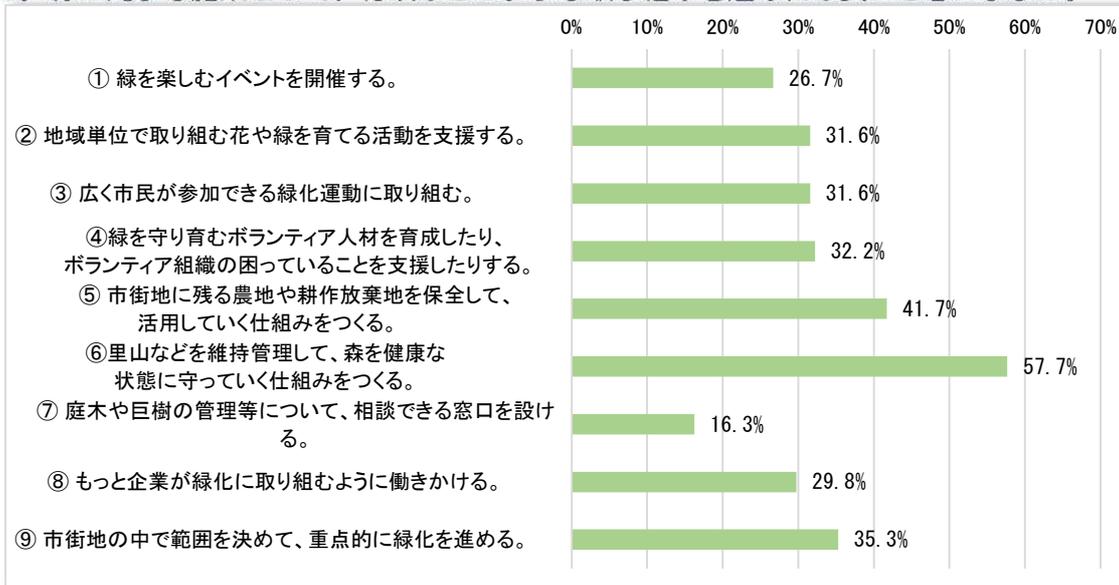
市民が既に行っている緑化活動として回答割合が高かったものは、「自宅のベランダや庭で、植物や野菜を育てる」の56.7%で、今後行ってみたい活動は「並木の下や水辺の散策路などで散歩、ジョギング、サイクリングを楽しみたい」の44.2%でした。

一方で、行政が行うべき緑に関する施策として、「里山などを維持管理して、森を健康な状態に守っていく仕組みをつくる」が57.7%を占め、次いで、「市街地に残る農地や耕作放棄地を保全して活用していく仕組みをつくる」が41.7%となっています。

Q. 緑に親しむ、または緑を守るため、あなたが行っている活動、今後行ってみたい活動はどれですか。



Q. 緑に関する施策として、行政はどのような取り組みを進めれば良いと思いますか。



② 地域別に見た緑被率

GIS を用いて作成した緑地状況図を基に、地域別に緑被率を集計しました。また、それぞれの地域での緑被区分の構成比を整理しました。

地域別の緑被率を見ると、細郷地域の76.6%が最も高く、次いで五月丘・秦野地域の63.5%となっています。細郷地域の緑被構成をみると樹林地や田畑・菜園の占める割合が高くなっています。五月丘・秦野地域では、樹林地やゴルフ場の占める割合が高くなっています。

一方、緑丘・石橋地域の緑被率は12.9%、神田・北豊島・石橋南地域の緑被率は14.5%と低い値となっています。これらの地域で構成比の高い緑被区分としては、庭園木が挙げられ、神田・北豊島・石橋南地域では、田畑・菜園や草地・河川敷なども主要な構成要素となっています。

池田・呉服地域は、地域内に樹林地を含むことから、やや高い緑被率となっています。



図 2.24 設定した地域区分

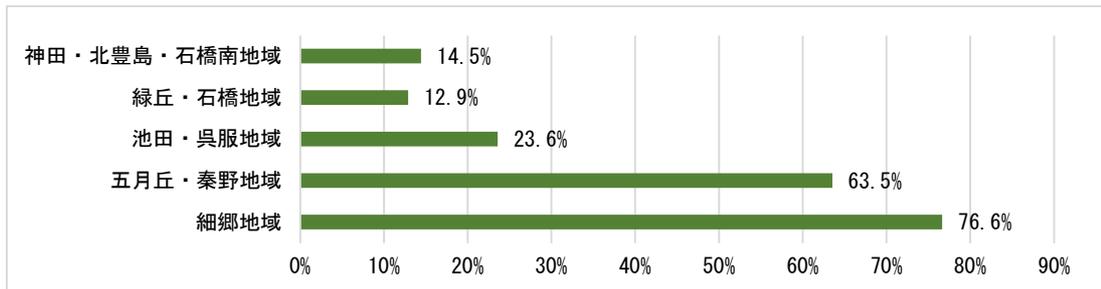


図 2.25 地域別に見た緑被率

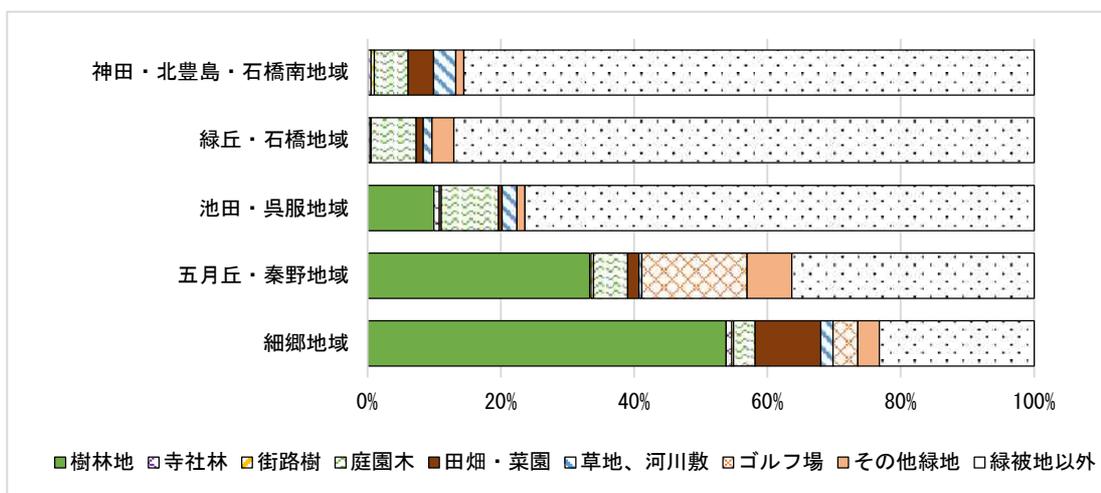


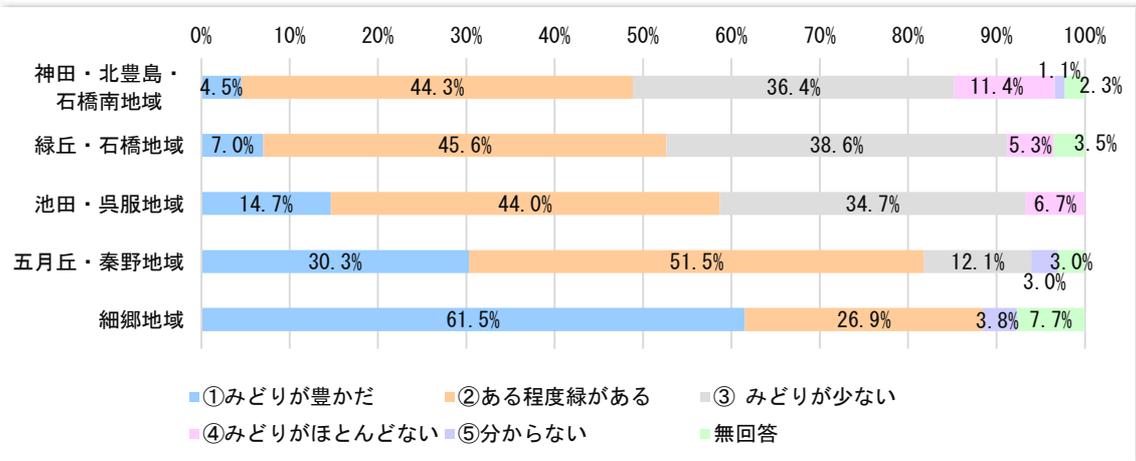
図 2.26 地域別の緑被区分の構成比

■ 市民アンケート調査の結果から ■

市民アンケート調査で得られた、「住んでいる地区全体の緑の量について、あなたはどうか感じますか」との設問に対する結果を地域別に分析したところ、細郷地域や五月丘・秦野地域では8割以上の市民が「みどりが豊かだ、ある程度みどりがある」と答えるのに対して、神田・北豊島・石橋南地域では5割程度にとどまっています。池田・呉服地域では、約6割の市民が「みどりが豊かだ、ある程度みどりがある」と答えています。

この結果は、地域別の緑被率と概ね相関するものとなっています。

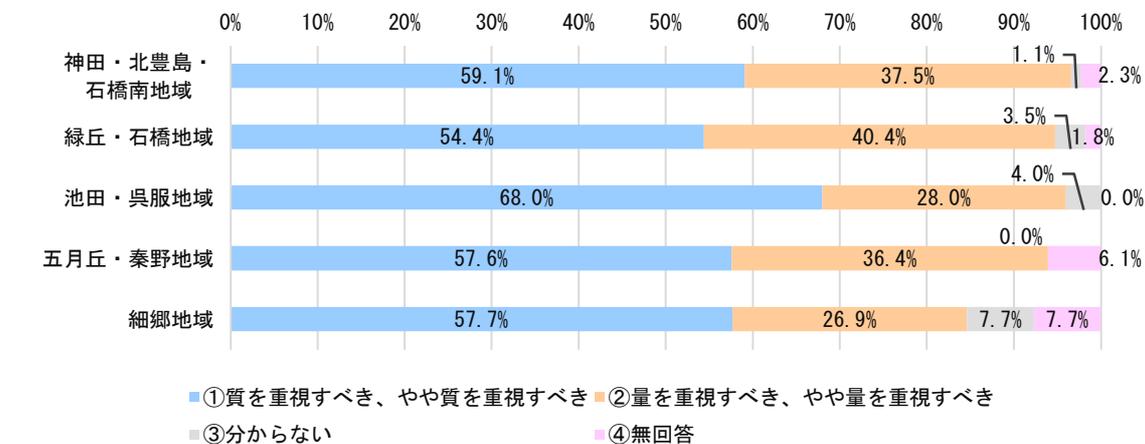
Q. 住んでいる地区全体の緑の量について、あなたはどのように感じますか。



また、緑に対する今後の池田市の取り組みとして、緑の「質」と「量」のどちらを重視していくべきだと思いますか、という問いについて、すべての地域で5割以上の市民が「質を重視すべき、やや質を重視すべき」と答えています。

一方で、「量を重視すべき、やや量を重視すべき」と答える割合は、緑丘・石橋地域や神田・北豊島・石橋南地域、五月丘・秦野地域で高くなっています。

Q. 緑に対する今後の池田市の取り組みとして、緑の「質」と「量」のどちらを重視していくべきだと思いますか。



4 生物多様性の状況

(1) 植生の状況

本市の植生を見ると、市北部の山林では、斜面部には、「アベマキ-コナラ群集」と呼ばれる広葉樹林が、尾根部には、「モチツツジ-アカマツ群集」と呼ばれるモチツツジなどが林内に生育するアカマツ林が分布しています。また、山裾付近や谷沿いには「竹林」や「ケヤキ-ムクノキ群集」が点在しています。五月山の東部の尾根筋付近では、「ゴルフ場・芝地」となっています。

市の北西部には、凡例では「果樹園」や「水田雑草群落」とされる区分が広がっています。果樹園の多くは植木畑として利用されているものと考えられます。

市の南部は「市街地」がほとんどですが、植生図を見ると「緑の多い住宅地」、「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」、「水田雑草群落」、「畑、雑草群落」などの区分も見られます。

市西部の猪名川河川敷は、「ゴルフ場・芝地」に区分され、草地となっています。

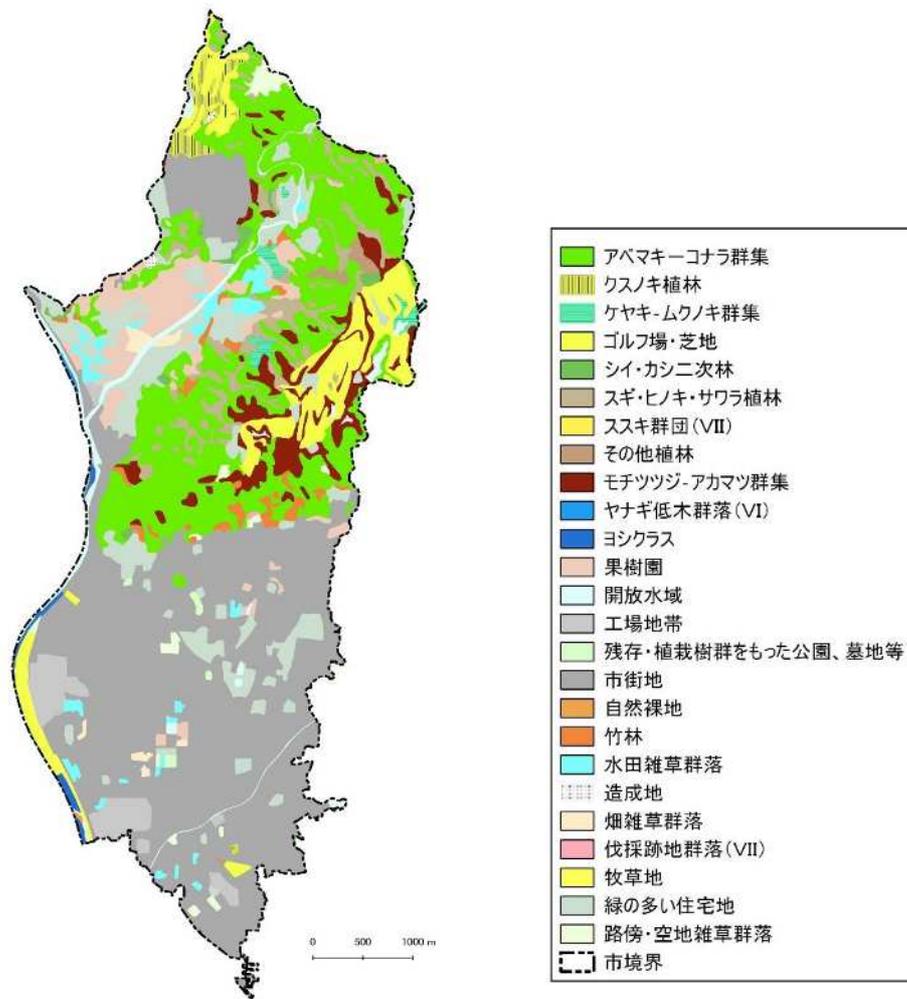


図 2.27 市の植生図（出典：環境省自然環境保全基礎調査）

(2) 生物多様性の観点から重要な地域

本市の生物多様性の状況に言及した資料として、大阪府レッドリスト（2014）があります。

この中で、日本固有種を含め希少な野生動植物が生息・生育し、種の多様性が高い地域を生物多様性ホットスポットとして選定しています。生物多様性ホットスポットは3ランクに区分され、重要度の最も高いAランクが府下で16か所、Bランクが11か所、Cランクが28か所が選定されています。

本市域でも、余野川中流部（箕面市を含む）、北摂の鉢山跡（能勢町、豊能町、箕面市を含む）が生物多様性ホットスポット（Cランク）として位置付けられています。

また、五月山に連続して位置する箕面市の箕面公園は、Aランクとして位置付けられています。

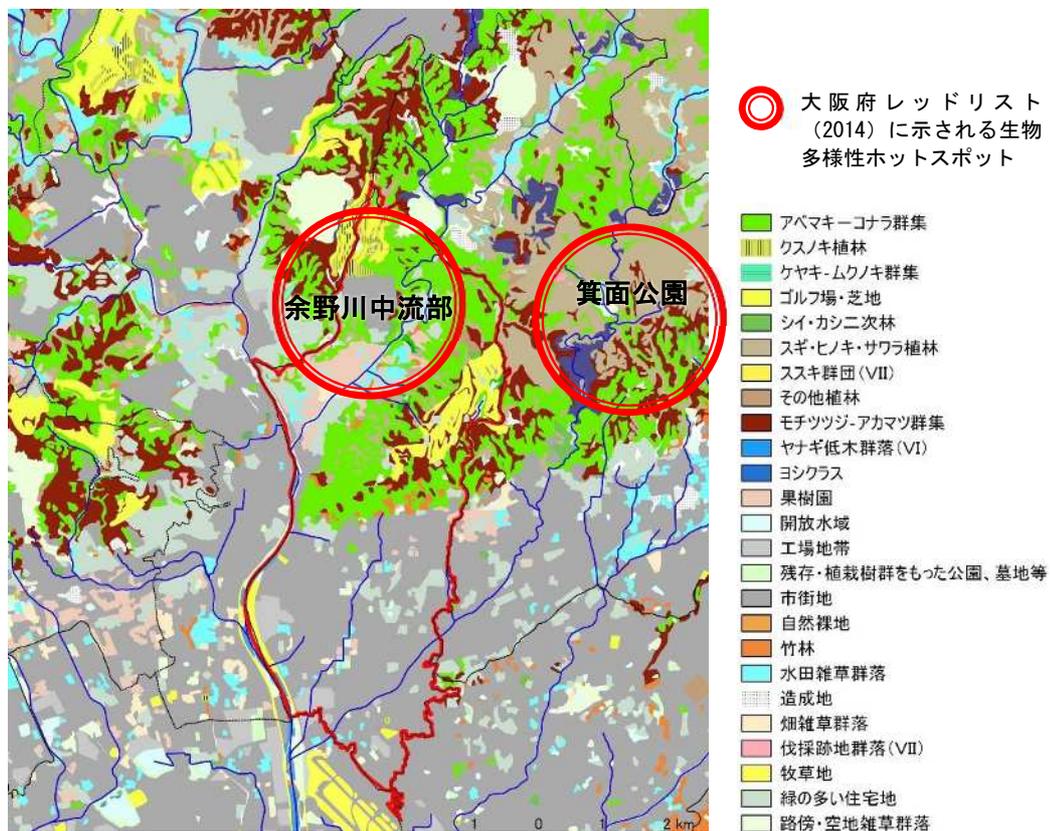


図 2.28 本市周辺の植生と大阪府レッドリスト 2014 に示される生物多様性ホットスポット

5 緑化に関わる市民の活動

(1) 概況

本市では、緑化に関わる市民の活動が盛んに行われており、緑化に関する活動をしている団体は、平成30(2018)年現在で、40団体あります。

活動内容は、地域のプランターや花壇の管理活動をはじめ、花苗の寄贈活動や樹林管理活動などが行われています。

■市内緑化活動団体の活動例■

(緑化活動団体アンケート調査の回答を要約)

- ◇ 市提供の花苗をプランターで育成する活動。
- ◇ 宅地周辺の雑草を除去する活動。
- ◇ 花いっぱい運動に参加し、各家庭の玄関先などに花を植える活動。
- ◇ 園芸高校の先生や生徒と協働で公園内の花壇の花を植替える活動。
- ◇ 四季を楽しむ花壇管理の実施。草引き、花植え、水やり、肥やしやりなどの活動。
- ◇ 都市公園での、花の植え付け、管理、除草、清掃などの活動。
- ◇ 福祉施設での除草、清掃、剪定などの活動。
- ◇ 小学校の授業の一環として、地域の希望者に花を寄贈する活動。
- ◇ 炭焼、野菜販売、市民農園、ビオトープ、虫の育成、散策道路整備などの活動。
- ◇ 里山林の間伐等保全活動、遊歩道の整備、体験教室の開催など里山の利用に関わる活動、生き物調査。
- ◇ 五月山のナラ枯れ防除、東山町の棚田の維持に関わる活動。

(2) 緑化活動団体の活動状況

本市では、花づくりや里山管理活動など様々な緑化に関わる活動が、学校、ボランティアサークル、自治会の活動などで行われています。活動状況を以下に記します。

《花いっぱい運動》

市が配布した花苗や、自主的に育成したハーブを用いて、公園などに花壇をつくる活動を行っています。

花いっぱい運動の始まりは定かではありませんが、昭和 57（1982）年頃から始まっています。

これまで、花いっぱい運動は春と秋の 2 回行われてきましたが、平成 28（2016）年度の活動では、一団体が春のみの活動となりました。

これは、花いっぱい運動の世話役が高齢で花の世話ができないことが理由であり、平成 29（2017）年度は春、秋ともに活動が行われていません。別の団体でも、世話役の高齢化を理由に活動を休止しています。

今後も、団体会員の高齢化により、活動団体が減少していくと予想されます。

なお、平成 29（2017）年度には、活動地としていた公園の廃止に伴い、花いっぱい運動団体数が減少した事例があります。

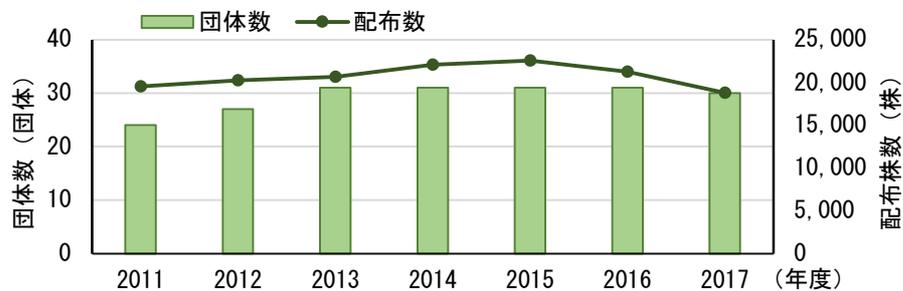


図 2.29 花いっぱい運動の参加団体数と配布株数の推移

《花いっぱいプロジェクト》

花の苗を学校で植え、子どもたちが育て、手入れをして咲かせた花を学校や地域の公園や花壇などに移植し、まちを花でいっぱいにしようという活動を行っています。



《五月山グリーンエコー》

株式会社リコーと五月山グリーンエコーのボランティアと地元自治会や地域の子どもたちが、ハイキングコースの整備や竹を使ったクラフトなどを行っています。



《里山・あそび隊》

五月山で活動する複数の団体の有志と行政が、子どもたちに五月山の自然や、伝統、里山のくらしをつたえたいと「里山・あそび隊」を立ち上げ、活動を行っています。

一年を通じて、子どもたちを対象とした自然観察、植樹、間伐作業、シイタケの菌打ちなど、五月山の里山を活かした活動を行っています。



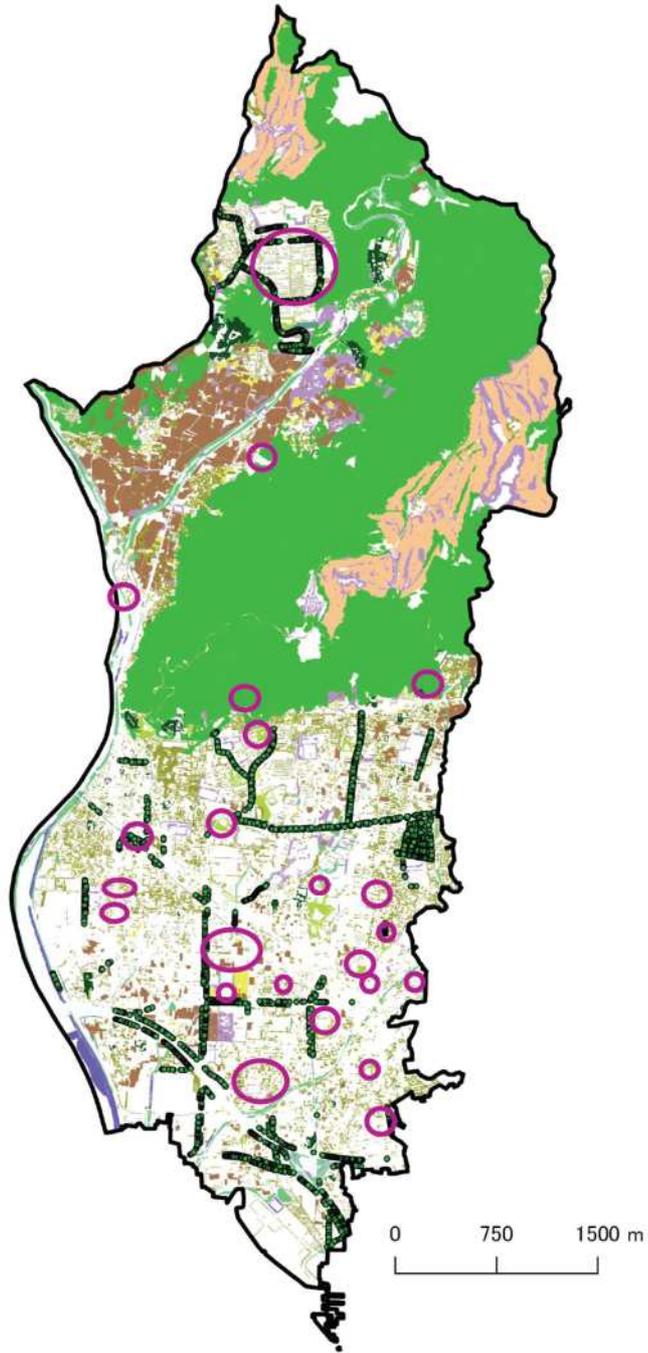


図 2.30 市民による緑化活動位置図

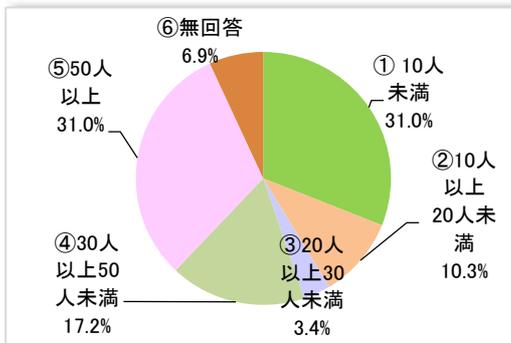
□ 緑化活動団体アンケート調査の結果から □

緑化活動団体意識調査で会員数を聞いたところ、「50人以上」、「10人未満」が同率で多くなっており、会員数は大小2分化しています。

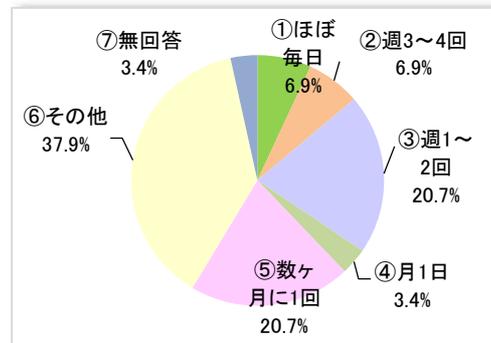
(ただし、活動団体が自治会の場合などは会員数が多くなりますが、実際に活動している人数は少ない状況もあると推測されます。)

活動頻度について聞いた結果では、「数ヶ月に1回」(提供された花苗の植え付け等)、「週1~2回」(日常的な管理作業)とする回答が多くなっています。

Q. 会員数を教えてください



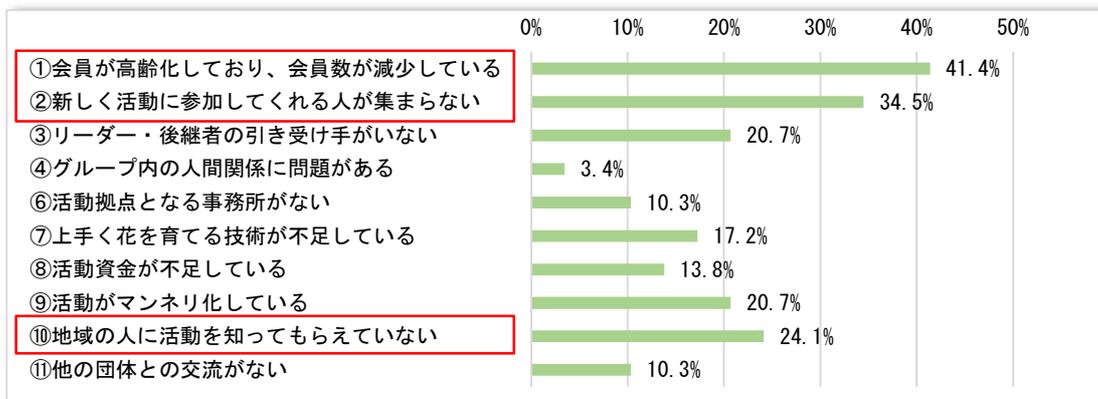
Q. 活動頻度はどれくらいですか



緑化活動で困っていることについての回答は、「会員が高齢化し、会員数が減少している」、「新しく活動に参加してくれる人が集まらない」の順に多く、今後の安定的な活動への懸念がうかがえます。

次いで、「地域の人に活動を知ってもらえていない」が続いており、各団体の活動と地域のつながり・交流が十分に行われていない状況が伺えます。

Q. 緑化活動を進めている中で、困っていることは何ですか。



□ 緑化活動団体アンケート調査の結果から □

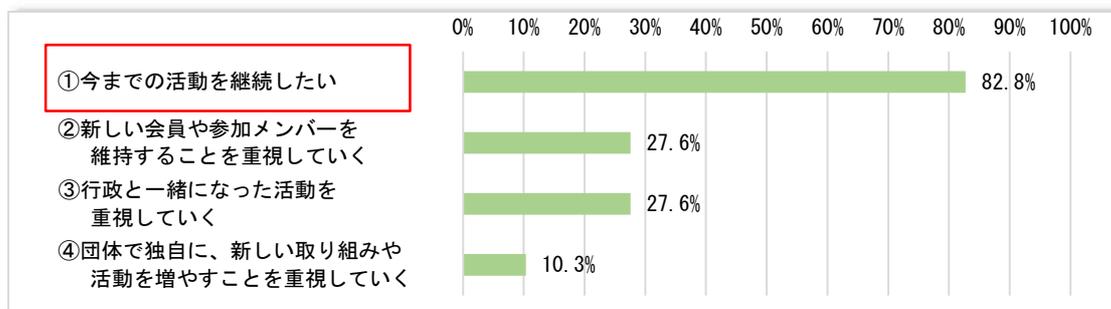
今後、力を入れていきたい活動について、回答団体の約 8 割が「今までの活動を継続したい」と回答しており、「現在の活動内容」を重視する意向がうかがえました。

同時に、「新規会員や参加メンバーを維持することを重視していく」、「行政と一緒にになった活動を重視していく」という回答も、それぞれ約 3 割見られます。

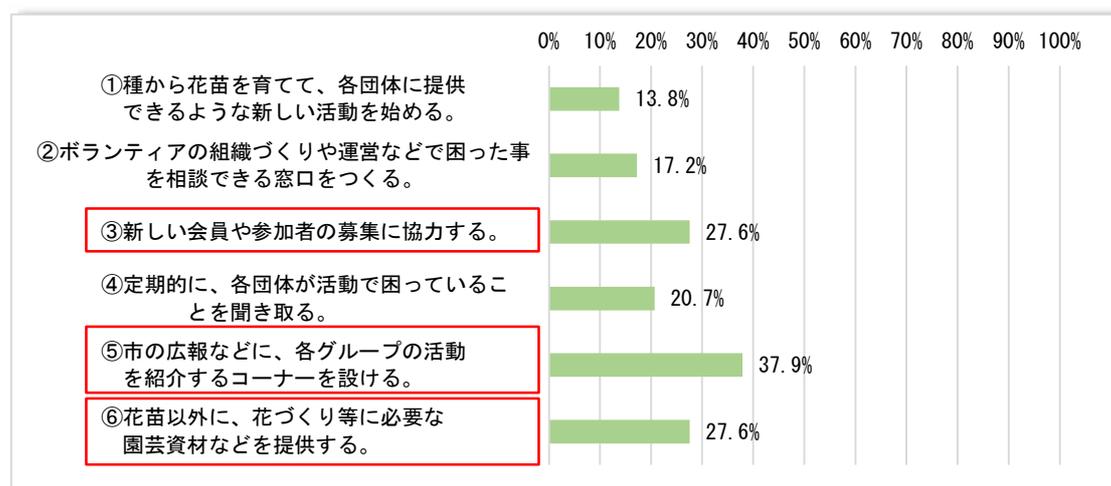
行政に求める支援として、「市の広報などに、各グループの活動を紹介するコーナーを設ける」が約 38%と最も多く、情報発信面での支援を求めています。

次いで約 28%が「新しい会員や参加者の募集」、「花苗以外の園芸資材の提供」への支援があれば良いと思うと回答しています。

Q. 今後、どのような活動に力を入れていきたいと思いますか。(2 つまで選択)



Q. 行政から緑化活動団体に対して、どのような支援があれば良いと思いますか。



6 緑の要素別に見た現状のまとめ

本市の緑の現状で把握された本市の緑の特性を基に、緑の要素別に現状を整理しました。「緑の要素」は、以下のように8区分しました。

五月山をはじめとする樹林の緑

五月山と五月山に連続する樹林は、市内のほとんどから眺望できる丘陵で、本市の景観形成、市民のレクリエーションの場、生物多様性の拠点などとなっている要素です。

猪名川など河川による緑の軸

市域には、西側を流れる猪名川、北東から西側にかけて流れる余野川などがあり、広がりのある緑の空間を形成する緑の要素です。また、生物の生息・生育の場、移動経路や、市民のレクリエーションの場ともなっています。

市街地の景観を形成する緑

本市の景観を特徴づける要素です。五月山、池田城跡、細河の植木生産地、久安寺、水月公園などが特徴的な市街地景観を形成する要素となっています。

都市公園の緑

都市公園は、良好な都市環境の形成、防災、レクリエーション、地域づくりの場となる要素です。特に樹林地のない本市南部の市街地では、都市公園が地域の重要な緑となっています。

市街地を貫く緑の軸

街路樹などからなる「緑の軸」は、気温の緩和などの環境保全、散策などのレクリエーション、延焼防止などの防災、景観形成などの役割を持つ要素です。

市街地の緑

特に住宅地周辺の緑を構成する要素です。本市では、庭園木、田畑や菜園、草地・河川敷などが主要な市街地の緑となっています。

農地の緑

農地は生産機能のみならず、緑の観点からは都市環境の保全、防災、レクリエーションなど多様な役割を持つ要素です。

協働のまちづくり

市民、事業者、行政など、緑を守り育てる活動を緑の要素の一つとして位置付けます。

(1) 五月山をはじめとする樹林の緑

現状分析のまとめ

- ◇ コナラ林が広い範囲を占め、尾根筋にアカマツ林、山すそに竹林などが分布しています。
- ◇ 西側斜面には五月山緑地があり、動物園、都市緑化植物園、展望台、ハイキングコース等の整備を行っています。また、レクリエーションゾーンの南西部は広域避難所に指定されています。
- ◇ 樹林地の多くの範囲は、北側斜面の山すそなどを除いて、近郊緑地保全区域、風致地区、景観保全地区に指定されています。
- ◇ 五月山の林内では複数のボランティア団体がハイキングコースの整備、間伐、植樹、自然観察会などの活動を行っています。
- ◇ 台風の際に樹木が倒伏するなどの事象が見られ、道路や民家への被害が懸念されています。
- ◇ 五月山の山体は市内のほとんどから眺望できる市のシンボルとなっています。
- ◇ 山麓部では散発的な開発が見られます。



図 2.31 五月山をはじめとする樹林の分布
(詳細は 32 頁参照)



南側の市街地から見た五月山

市民意見から

- ◇ 約 58%の市民が、里山を維持管理して、森を健康な状態に守っていく仕組みをつくることを行政の取り組みとして進めていくことを望んでいます。
- ◇ 自由意見には、以下のような整備や対策を求める意見がありました。
 - ・ 五月山での遊歩道やハイキング道の整備や充実、アスレチックの整備。
 - ・ 土砂災害を防ぐ観点からの荒れた森林の整備や桜の老木の手入れ。
 - ・ イベントの実施や、有効活用を考えるプロジェクトチーム作り。
 - ・ タケの増加に対する対策。
 - ・ シカやイノシシの出没に対する対策。

(2) 猪名川など河川による緑の軸

現状分析のまとめ

- ◇ 市域の西側に猪名川、北東から西側にかけて余野川が流れ、広がりのある河川空間を形づくっています。
- ◇ 猪名川は、市域西部を南北に貫いており、緑と緑をつなぐ「緑の軸」としての位置づけ上、重要です。
- ◇ 余野川中流部は、大阪府レッドリスト 2014 において、種の多様性が高い地域である「生物多様性ホットスポット C ランク」に位置付けられています。
- ◇ 猪名川緑地は、昭和 44 年 12 月に計画決定し、市民のスポーツ振興と体力の向上に資する目的で整備されています。また、広域避難地としても位置付けられています。
- ◇ 箕面川、余野川では大阪府の大阪アドプト・リバー・プログラムによる活動が行われています。



図 2.32 市域の代表的な河川及び水面



猪名川緑地

市民意見から

- ◇ 緑を守るべき場所として、約 68%が「水辺」と答え、次いで、歴史を伝えるお寺や神社の緑・鎮守の森、整備された公園や緑地などの回答が続いています。
- ◇ 自由意見には、以下のような整備や対策を求める意見がありました。
 - ・ 猪名川公園（グラウンド）に木陰がなく、夏場は特に休める場所が少ない。桜並木がつかれないか。
 - ・ 猪名川の堤防に桜の木をもっと植えたらよい。
 - ・ 石澄川緑道は、大阪府と池田市で統一された管理が必要。

(3) 市街地の景観を形成する緑

現状分析のまとめ

- ◇ 五月山、池田城跡、細河の植木生産地、猪名川の水、久安寺、水月公園などが市の歴史ある景観を形成しています。
- ◇ 市内には、日本で初めて開発された郊外分譲住宅があり、現在でも当時の風情が残されています。



水月公園（齊芳亭）



池田城跡



細河の植木生産地



猪名川の流れ

市民意見から

- ◇ 自由意見には、以下のような意見がありました。
 - ・ 植木（ブランド化）、桜（観光地化）、池田炭、落語ミュージアム、ラーメン記念館等の産業と一体となったみどりの景観づくりが必要。
 - ・ 企業による地域住民が参加できるイベント等の充実。
 - ・ 市内で統一した樹木や花を育てる取り組みの推進。
 - ・ 桜の多い桜公園といえるものや、色々な種類の植わっているバラ園があるとよい。
 - ・ 観光や森林浴のできる自然の公園を整備し、観光客を誘致するとよい。

(4) 都市公園の緑

現状分析のまとめ

- ◇ 本市は、市民一人当たり都市公園面積は平成 29（2017）年度末現在で 11.98 m²であり、池田市都市公園条例に示される標準値 10 m²以上を上回っています。
- ◇ 計画決定された都市公園（特殊公園を除く）の整備率は、平成 29（2017）年度末現在で面積ベースで 51%となっています。
- ◇ 近年、開設後年数の経過に伴う施設故障等が増加しています。
- ◇ 神田・北豊島・石橋南地域や緑丘・石橋地域など樹林地がない市域南部では、都市公園は地域の重要な緑となっています。

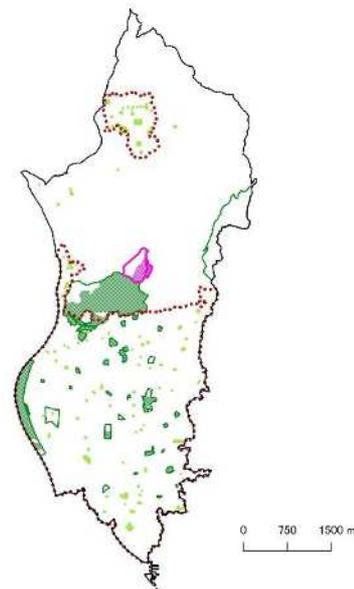


図 2.33 都市公園の分布
(詳細は 23 頁参照)

市民意見から

- ◇ 市民アンケート調査では、公園の数と規模について約半数が「満足」、「やや満足」と答えています。また、今ある公園の充実の必要性や新たな公園整備の必要性について、約 47%が今ある公園の充実は必要であるが新たな公園は必要がないと答える一方で、公園の充実と新たな公園整備を求める回答は約 36%でした。
- ◇ 今ある公園を充実する際に重視すべき事項としては、「古く傷んだ遊具や施設の再整備」、「人気のある公園にカフェを設ける」など新しい公園利用を引き出し、魅力を高めるという回答が多く見られました。
- ◇ 自由意見には、以下のような意見がありました。
 - ・ 椅子やテーブル、樹名板など既存公園の再整備や施設の充実が必要。場合によっては公園の統廃合も必要。
 - ・ 子どもから高齢者まで幅広い市民の憩えるスロープや健康遊具などのユニバーサル対応の施設整備。
 - ・ 生物多様性に配慮した整備や管理。
 - ・ 視界を広げる樹木管理などの防犯対策。
 - ・ カフェや図書館など新しい機能や役割の付加。
 - ・ ボール遊びや利用ルールの再検討。

(5) 市街地を貫く緑の軸

現状分析のまとめ

- ◇ 市内の道路には紅葉が美しい樹木や花を楽しめる樹木などが植栽されています。
- ◇ 一方で、植栽場所の問題等から街路樹のない道路や地域があります。
- ◇ 植栽が行われている市道においても、幅員 7m 前後の車道に 2m 前後の歩道が設置されている比較的小規模な道路区間が大半であり、低木植栽と高木植栽が組み合わさるなどのようなボリュームのある緑は少ないのが現状です。
- ◇ 神田・北豊島・石橋南地域では、街路樹が緑のネットワークを形成していますが、市域全体でみると街路樹が連続していない区間も見られます。



図 2.34 市域の街路樹の状況
(詳細は 26 頁参照)

市民意見から

- ◇ 市民アンケート調査では、約 44% の市民が「並木の下や水辺の散策路などで、散歩、ジョギング、サイクリングを楽しみたい」と答えています。
- ◇ 自由意見には、以下のような意見がありました。
 - ・ 樹木の将来像を考慮した植栽整備が必要。
 - ・ テーマ性を持たせた街路樹整備が必要。
 - ・ 街路樹の管理に対しては、落葉対策を求める意見や、自然な状態での樹木管理を求める声など、多様な意見が見られます。



街路樹の緑の事例（市内）

(6) 市街地の緑

現状分析のまとめ

- ◇ 市域全体の緑被率が51.7%であるのに対し、市街化区域の緑被率は16.9%と低い数値に留まっています。
- ◇ 市街化区域では、庭園木の緑が重要な役割を占めており、緑被率は7.7%を占めています。また、農地の緑、街路樹、寺社の緑も市街化区域で重要な役割を占めており、「田畑・菜園」、「街路樹」、「寺社林」の緑被率合計は3.6%となっています。

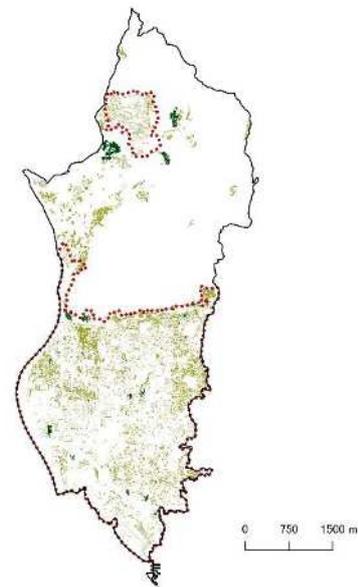


図 2.35 市街地の緑の状況
(庭木および寺社林-詳細は32
頁参照)

市民意見から

- ◇ 市民アンケート調査では、市全体については約8割が「みどりが豊かだ」、「ある程度緑がある」と回答する一方で、住んでいる地区については、「みどりが豊かだ」、「ある程度緑がある」と回答する割合は約6割であり、「緑が少ない」と感じる割合も3割近くになっています。
- ◇ 市民アンケート調査で得られた、「住んでいる地区全体の緑の量について、あなたはどう感じますか」との設問に対する結果を地域別に分析したところ、細郷地域や五月丘・秦野地域では8割以上の市民が「みどりが豊かだ、ある程度みどりがあある」と答えるのに対して、神田・北豊島・石橋南地域では5割程度にとどまっています。
- ◇ 自由意見には、以下のような意見がありました。
 - ・ 駅前など多くの人が集まる場所での緑化や、景観を意識した修景の実施。
 - ・ グラウンドの芝生化、市街地の壁面緑化など多様な緑化手法を活用した緑の充実。
 - ・ 管理不十分な民有地の管理や緑化。
 - ・ 駐車場などにあるポケットスペースの緑化。
 - ・ 民有地にある大径木の維持管理や、危険木撤去のサポート。

(7) 農地の緑

現状分析から

- ◇ 田畑や菜園など農地の緑は、市域全体の5.3%を占めています。市街化区域においても、緑被率として2.5%を占めており、市街地の緑として重要です。
- ◇ 特に、緑が少ない神田・北豊島・石橋南地域では、緑被全体の中で農地の緑の占める割合が高く、重要な緑の構成要素となっています。
- ◇ 市街化調整区域では、農地の緑は区域面積の8.1%を占めています。
- ◇ 農地転用状況から開発動向をみると、近年は農地の減少は縮小傾向にあります。
- ◇ 生産緑地は、神田・北豊島・石橋南地域や五月丘・秦野地域に比較的多く分布しています。都市公園誘致圏域の空白地域に分布する生産緑地は、地域の緑地保全上、重要な緑といえます（図 2.37 参照）。

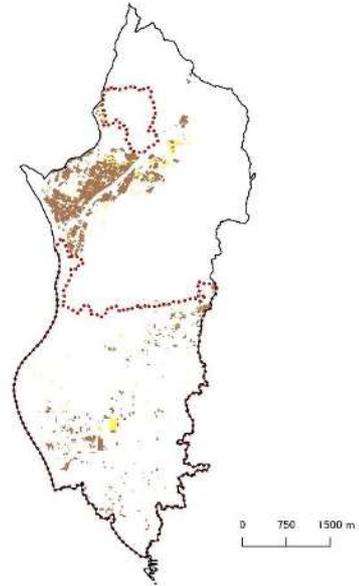


図 2.36 市域の農地の分布
(田畑、菜園-詳細は32頁参照)

市民意見から

- ◇ 市民アンケート調査では、市内にある農地の活用方法として、「市民農園としての整備」、「農地や苗圃の保全」とする回答がそれぞれ約53%となっています。
- ◇ 自由意見には、以下のような意見がありました。
 - ・ 集客やレクリエーションに資する農業者支援。
 - ・ 休耕地や空き農地の有効活用。
 - ・ 休耕田をまちの活性化や福祉活動に活用。
 - ・ 農地を避難場所として活用できる仕組みづくり。

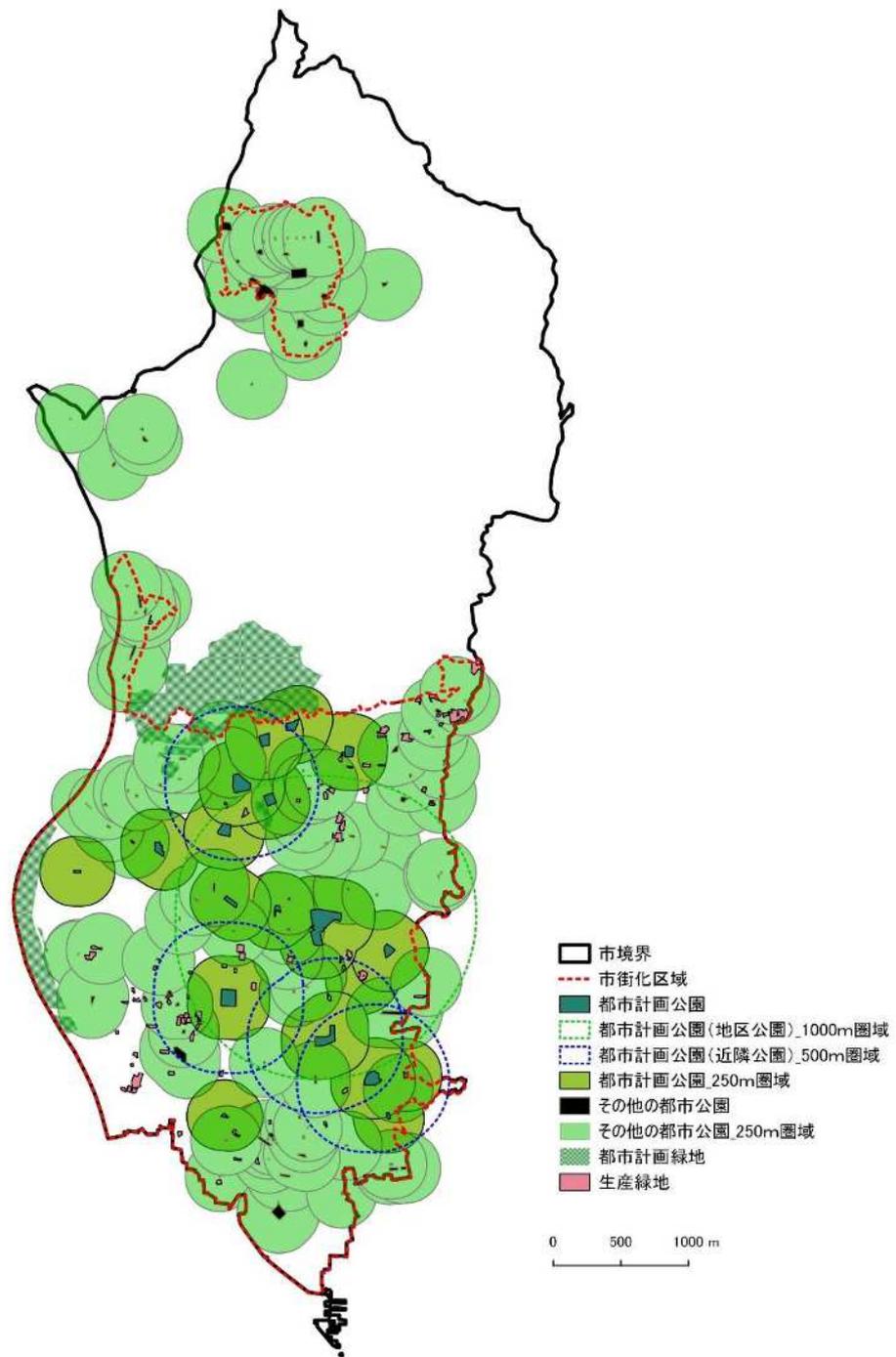


図 2.37 市域の生産緑地の分布と都市公園誘致圏

(8) 協働のまちづくり

現状分析のまとめ

- ◇ 本市では、緑化に関わる市民の活動が盛んに行われており、緑化に関する活動をしている団体は平成 30（2018）年現在で、40 団体あります。
- ◇ 活動内容は、地域のプランターや花壇の管理活動をはじめ、花苗の寄贈活動や樹林管理活動などが行われています。



緑化活動の事例

市民意見から

- ◇ 緑化活動団体アンケート調査では、緑化活動を進めている中で困っていることとして、会員の高齢化、新しく参加してくれる人の不足の問題をあげる団体が多く見られました。
- ◇ 同じく緑化活動団体アンケート調査では、グループの活動を紹介するコーナーを設けることや、新しい会員や参加者の募集に協力するなどの支援が行政に求められていることが分かりました。
- ◇ 市民アンケート調査では、約 57%の市民が自宅のベランダや庭で植物や野菜を育てる活動をしています。また、緑に親しむ活動として行ってみたい活動として、並木の下や水辺の散策路などで散歩やサイクリングなどを楽しみたいと答える割合が高くなっています。

第3章 池田市の緑の課題

1 課題の整理

第2章で整理した本市の緑の現状の整理結果から、緑の機能別に、課題を抽出しました。

緑の機能は、以下の4つに区分します。

(1) 環境保全機能

- ・人と自然が共生する都市環境を確保する機能

(2) レクリエーション機能

- ・緑の持つ多様な機能の活用により、余暇空間を確保する機能

(3) 防災機能

- ・都市の安全性・防災性を確保する機能

(4) 景観形成機能

- ・多様な四季の変化などが潤いのある美しい景観を形成する機能



図 3.1 緑の機能のイメージ

(1) 環境保全機能から見た課題

五月山をはじめとする市域の約 1/3 を占める山林、水面や河川敷を含めた猪名川や余野川等の河川を骨格として、市街地にある庭園木や農地などの民間の緑や、都市公園や街路樹などの公共の緑によって、環境保全機能が発揮されています。

緑被の分布を見ると、市域北側では森林や農地の緑が豊富な反面、市域南側の市街地にはまとまった規模の緑は少なく、市域の環境保全機能の分布には地域差があります。

市域北側の森林や農地、猪名川等の河川敷の緑を保全しつつ、市域南側では市街地の緑化に加えて、残されている農地等を緑地として積極的に保全していくことが課題です。

なお、生物多様性の維持・向上のためには、動植物の分布状況に関する知見が必要ですが、現段階では十分に蓄積されていません。今後、自然環境に関する調査データの蓄積と、科学的知見に基づく生物多様性に配慮した緑地の保全や創出が必要です。

表 3.1 緑の要素別の環境保全機能から見た課題

緑の要素	課題
①五月山をはじめとする樹林地の緑	<ul style="list-style-type: none"> ●散発的な開発に対する緑地の保全。 ●ナラ枯れや竹林の広がりについての状況把握や必要に応じた措置。 ●動植物の分布など科学的知見の蓄積や分析に基づく維持管理。 ●環境学習などを通じた普及啓発。
②猪名川など河川による緑の軸	<ul style="list-style-type: none"> ●水辺での科学的知見の蓄積や、余野川中流部の生物多様性の高さについての普及啓発や保全・活用。 ●市街地の貴重な緑の要素として、自然環境に配慮した整備や維持管理。
③市街地の景観を形成する緑	<ul style="list-style-type: none"> ●自然体験プログラムの作成などエコツーリズムへの展開。
④都市公園の緑	<ul style="list-style-type: none"> ●野鳥など生物に配慮した植栽樹種の選定など、生物多様性に配慮した公園の維持管理。
⑤市街地を貫く緑の軸	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の軸となる街路樹の適切な維持管理。
⑥市街地の緑	<ul style="list-style-type: none"> ●野鳥の飛来を意識した実のなる庭園木の育成などの普及啓発。 ●特に緑被率の低い市街化区域では、公共用地、民有地を問わず屋上緑化や壁面緑化等、多様な手法による緑の保全・創出。
⑦農地の緑	<ul style="list-style-type: none"> ●法令等によって、市街化区域の農地を緑地として担保。（市街化区域での生産緑地指定など） ●農園芸の振興などによる農地の保全。
⑧協働のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●緑化活動を担う市民の高齢化、新規参加者の不足への対応。

(2) レクリエーションから見た課題

五月山緑地や猪名川緑地に代表される都市緑地を中心として、各地に点在する都市公園が緑によるレクリエーション機能を発揮しています。

運動公園など施設でのレクリエーションに加えて、森林や市街地と整備された公園や緑地を一体的に活用する散策やウォーキング等、まちの一部として緑地や公園をレクリエーションに活用できるような取り組みも市民から望まれています。

また、緑化活動自体をレクリエーションとして位置付け、楽しめるイベントの実施を通して緑を増やしていくことなども課題です。

なお、本市には、様々なレクリエーションの資源がありながら、市の内外に十分周知されていない現状があり、魅力をPRしていくことも課題です。

表 3.2 緑の要素別のレクリエーションから見た課題

緑の要素	課題
①五月山をはじめとする樹林地の緑	●引き続き緑地を保全するとともに、市民が親しむことのできる整備。
②猪名川など河川による緑の軸	●猪名川緑地において、引き続きのびのびと屋外スポーツやレクリエーションが楽しめる運動公園としての維持管理。
③市街地の景観を形成する緑	●植木産業の振興による植木生産地の良好な景観維持。
④都市公園の緑	●少子高齢化など社会構造の変化によるレクリエーション需要の変化を見据えた都市計画公園の配置や機能の再編、維持管理コストの見直し、施設の長寿命化。 ●多様な世代が利用できるバリアフリー化をはじめとするユニバーサルデザインを考慮した維持管理。 ●都市公園の魅力向上に資する新しい機能の付加。
⑤市街地を貫く緑の軸	●都市公園などによる緑のネットワーク化。
⑥市街地の緑	●花苗や果樹の配布など、市民による余暇としての緑化の拡大。 ●楽しめる緑化イベントの実施。
⑦農地の緑	●市民農園や農業体験の場などレクリエーションの場として活用。
⑧協働のまちづくり	●森林管理や自然観察などを市民がレクリエーションとして継続、新規参入できるような仕組みづくり。 ●休耕田などのレクリエーションへの活用に関する合意形成。

(3) 防災から見た課題

防災機能を有する都市公園等を防災上の拠点として、道路や河川等のネットワークを通じ、緑による防災機能を発揮しています。

防災機能の発揮が求められる市域南側の市街地において、新たに防災拠点となる大規模な都市公園の整備を進めていくことは困難な状況です。

市域北側を中心とした面的な広がりを持つ森林や農地の土地利用の保全、避難場所等の防災拠点となる既存都市公園施設の老朽化対策・更新と耐震性貯水槽の整備等による防災機能の向上など防災施設の整備と、緑のネットワークとを通じて、防災機能を充実させていくことが必要です。

また、斜面の樹林や大径木が災害を引き起こさないように維持管理を行っていくことも必要です。

表 3.3 緑の要素別の防災から見た課題

緑の要素	課題
①五月山をはじめとする樹林地の緑	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害防止の観点から、樹林の適切な間伐等の管理。 ●倒木被害防止の観点から、樹木の高さを抑える管理。
②猪名川など河川による緑の軸	<ul style="list-style-type: none"> ●広域避難地としての位置づけを考慮した維持管理や整備。（猪名川緑地）
③市街地の景観を形成する緑	—
④都市公園の緑	<ul style="list-style-type: none"> ●広域避難地や一時避難地などの位置づけを踏まえて防災性や安全性を考慮した整備・改修。 ●公園樹木の適正管理による風倒被害の防止。
⑤市街地を貫く緑の軸	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道などへの根上がりの修繕など安全性の確保。
⑥市街地の緑	<ul style="list-style-type: none"> ●保存樹木や保存樹林制度を含む民有地に生育する大径木の適切な維持管理。
⑦農地の緑	<ul style="list-style-type: none"> ●農地の防災空間としての活用。
⑧協働のまちづくり	—

(4) 景観形成から見た課題

本市の緑の景観は、五月山をはじめとする森林や猪名川河川敷などの河川空間を骨格として、集落景観、市街地景観、公園景観などにより形成されています。

集落景観は、農地や植木生産地などから、市街地景観は、住宅地の緑や保存樹、保存樹林、社寺林などから構成されています。公園景観の代表的なものに、水月公園や池田城跡などが挙げられます。

五月山や猪名川をはじめとする森林や河川景観の保全、農地や集落景観の保全、相対的に緑の少ない市街地における緑化促進など、広く市民の参加や合意を得ながら、緑地の適正な維持管理を進めていく体制づくりが課題です。

表 3.4 緑の要素別の景観形成から見た課題

緑の要素	課 題
①五月山をはじめとする樹林地の緑	●山麓部での開発に対して適切な法令の運用。また、その効果の検証。 ●景観上重要な大径木の管理。
②猪名川など河川による緑の軸	●猪名川緑地において、引き続きのびのびと屋外スポーツやレクリエーションが楽しめる運動公園としての維持管理。
③市街地の景観を形成する緑	●市街地の空地や空きスペースの修景。
④都市公園の緑	●中心拠点の活性化に資する緑化施設の整備。
⑤市街地を貫く緑の軸	●路線ごとにテーマ性を持たせた植栽。
⑥市街地の緑	●社寺林の保全。
⑦農地の緑	●農園芸の振興などによる農地景観の保全。
⑧協働のまちづくり	●農地景観の保全に関する支援。

2 緑の現状・課題の総整理と今後の方向性

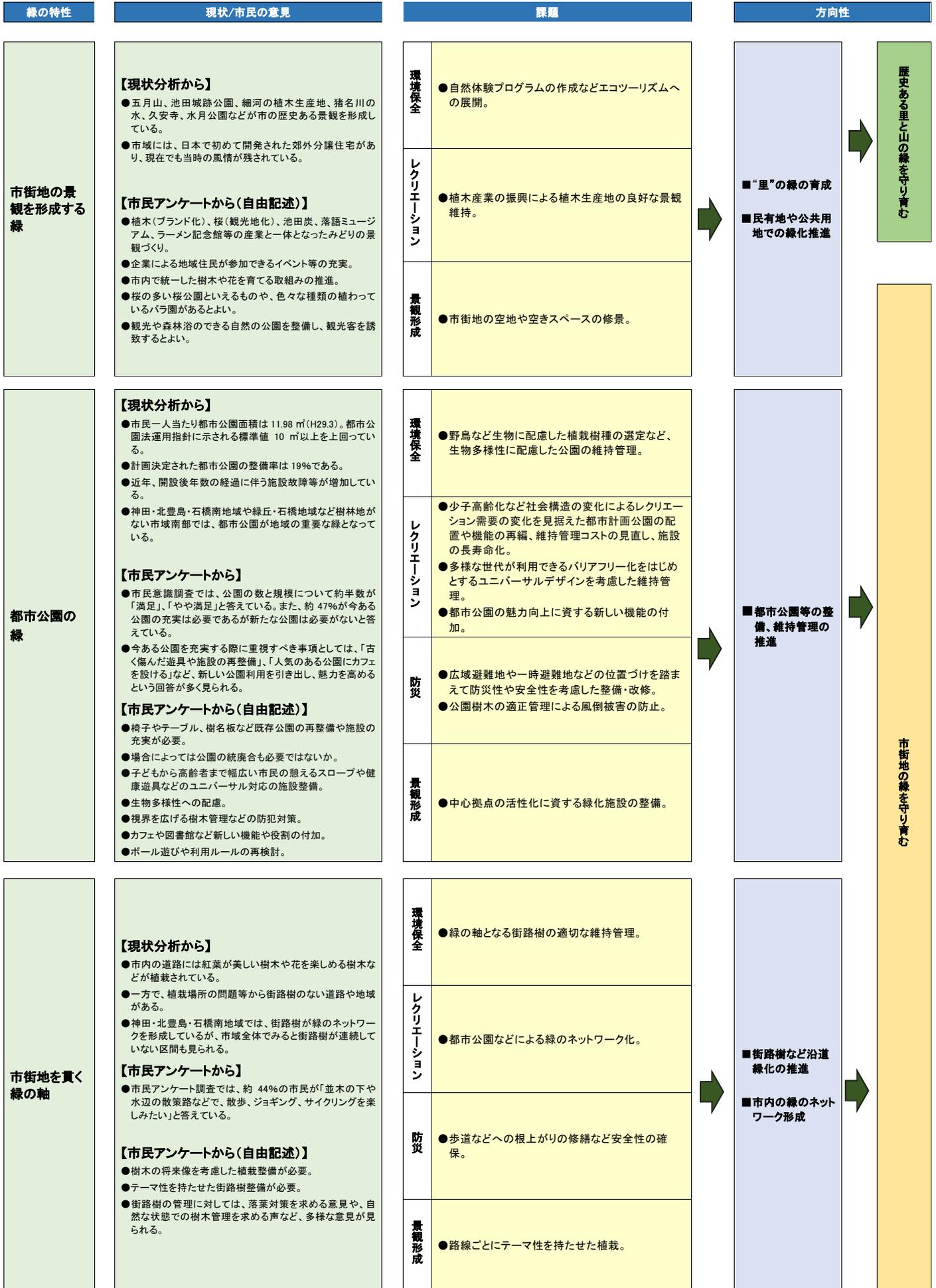
第2章で整理した本市の緑の現状と、第3章1項で整理した本市の緑の課題を踏まえ、緑のあり方の方向性を、次ページに整理しました。

現状と課題を踏まえた緑のあり方の方向性(1)

緑の特性	現状/市民の意見	課題	方向性
<p>五月山をはじめとする樹林の緑</p>	<p>【現状分析から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市北部の山林斜面では、コナラ林が広い範囲を占め、尾根筋にアカマツ林、山すそに竹林などが分布している。 ●西側斜面は都市緑地として保全され、動物園、都市緑化植物園、展望台、ハイキングコース等の整備が行われている。 ●五月山の林内では複数のボランティア団体がハイキングコースの整備、間伐、植樹、自然観察会などの活動を行っている。 ●地域制緑地として、近郊緑地保全区域、風致地区、景観保全地区に指定されている。 ●台風の際に樹木が倒伏するなどの事象が見られ、道路や民家への被害が懸念されている。 ●五月山の山体は市内のほとんどから眺望できる市のシンボルとなっている。 ●山麓部では散発的な開発が見られる。 <p>【市民アンケートから】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●約 58%の市民が、里山を維持管理して、森を健康な状態に守っていく仕組みをつくることを行政の取り組みとして進めていくことを求めている。 <p>【市民アンケートから(自由記述)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●遊歩道やハイキング道の整備や充実、アスレチックの整備。 ●土砂災害を防ぐ意味からも荒れた森林の整備や桜の老木の手入れが必要。 ●イベントの実施や、有効活用を考えるプロジェクトチーム作りが必要。 ●タケの増加に対する対策。 ●シカやイノシシの出没に対する対策。 	<p>環境保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●散発的な開発に対する緑地の保全。 ●ナラ枯れや竹林の広がりについての状況把握や必要に応じた措置。 ●動植物の分布など科学的知見の蓄積や分析に基づく維持管理。 ●環境学習などを通じた普及啓発。 <p>レクリエーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き緑地を保全するとともに、市民が親しむことのできる整備。 <p>防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害防止の観点から、樹林の適切な間伐等の管理。 ●倒木被害防止の観点から、樹木の高さを抑える管理。 <p>景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山麓部での開発に対して適切な法令の運用。また、その効果の検証。 ●景観上重要な大径木の管理。 	<p>■五月山の保全と活用の促進</p> <p>■緑地を活かした生物多様性の保全や環境学習の推進</p> <p>■協働による五月山の維持管理の推進</p>
<p>猪名川など河川による緑の軸</p>	<p>【現状分析から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市域の西側に猪名川、北東から西側にかけて余野川が流れ、広がりのある河川空間を形づくっている。 ●市の緑の軸としての位置づけ上も重要である。 ●余野川中流部は、大阪府レッドリスト 2014 において、種の多様性が高い地域である「生物多様性ホットスポットCランク」に位置付けられている。 ●猪名川緑地は、昭和 44 年 12 月に計画決定し、市民のスポーツ振興と体力の向上に資する目的で整備され、広域避難地としても位置付けられる。 ●箕面川、余野川では大阪府の大阪アドプト・リバー・プログラムによる活動が行われている。 <p>【市民アンケートから】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緑について守るべき場所として、約 68%が「水辺」と答え、次いで、歴史を伝えるお寺や神社の緑・鎮守の森、整備された公園や緑地などの回答が続く。 <p>【市民アンケートから(自由記述)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●猪名川公園(グラウンド)に木陰がなく、夏場は特に休める場所が少ない。桜並木がつかれないか。 ●猪名川の堤防に桜の木をもっと植えたら良い。 ●石澁川緑道は、大阪府と池田市で統一された管理が必要。 	<p>環境保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水辺での科学的知見の蓄積や、余野川中流部の生物多様性の高さについての普及啓発や保全・活用。 ●市街地の貴重な緑の要素として、自然環境に配慮した整備や維持管理。 <p>レクリエーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ●猪名川緑地において、のびのびと屋外スポーツやレクリエーションが楽しめる運動公園としての維持管理。 <p>防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ●広域避難地としての位置づけを考慮した維持管理や整備。(猪名川緑地) <p>景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●猪名川緑地において、引き続きのびのびと屋外スポーツやレクリエーションが楽しめる運動公園としての維持管理。 	<p>■河川や水辺の育成</p>

歴史ある里と山の緑を守り育む

現状と課題を踏まえた緑のあり方の方向性(2)



現状と課題を踏まえた緑のあり方の方向性(3)

緑の特性	現状/市民の意見	課題	方向性
<p>市街地の緑</p>	<p>【現状分析から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市域全体の緑被率が 51.7%であるのに対し、市街化区域の緑被率は 16.9%と低い数値に留まっている。 ●市街化区域では、庭園木の緑が重要な役割を占めており、市街化区域の緑被率 16.9%の内、7.7%を占めている。 ●農地の緑、街路樹、寺社の緑も重要な役割を占めており、「田畑・菜園」、「街路樹」、「神社林」の緑被率合計は 3.6%。 <p>【市民アンケートから】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民意識調査では、市全体については約 8 割が「みどりが豊かだ」、「ある程度緑がある」と回答する一方で、住んでいる地区については、「みどりが豊かだ」、「ある程度緑がある」と回答する割合は約 6 割であり、「緑が少ない」と感じる割合も3割近くになっている。 ●市民アンケート調査で得られた、「住んでいる地区全体の緑の量について、あなたはどう感じますか」との設問に対する結果を地域別に分析したところ、細郷地域や五月丘・秦野地域では 8 割以上の市民が「みどりが豊かだ、ある程度みどりがあふれている」と答えるのに対して、神田・北豊島・石橋南地域では 5 割程度にとどまる。 <p>【市民アンケートから(自由記述)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●駅前など多くの人が集まる場所での緑化や、景観を意識した修景の実施。 ●グラウンドの芝生化、市街地の壁面緑化など多様な緑化手法を活用した緑の充実。 ●管理不十分な民有地の管理や緑化。 ●駐車場などにあるポケットスペースの緑化。 ●民有地の大径木の維持管理や危険木撤去のサポート。 	<p>環境保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●野鳥の飛来を意識した実のなる庭園木の育成などの普及啓発。 ●特に緑被率の低い市街化区域では、公共用地、民有地を問わず屋上緑化や壁面緑化等、多様な手法による緑の保全・創出。 <p>レクリエーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ●花苗や果樹の配布など市民による余暇としての緑化の拡大。 ●楽しめる緑化イベントの実施。 <p>防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保存樹木や保存樹林制度を含む民有地に生育する大径木の適切な維持管理。 <p>景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社寺林の保全。 	<p>■民有地や公共用地での緑化推進</p> <p>市街地の緑を守り育む</p>
<p>農地の緑</p>	<p>【現状分析から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●田畑や菜園の緑は、市域全体の 5.3%を占めている。市街化区域においても、緑被率合計 16.9%の中の 2.5%を占めており、市街地の緑として重要。 ●緑が少ない神田・北豊島・石橋南地域では、緑被全体の中で農地の緑の占める割合が高く、緑の構成要素として重要。 ●市街化調整区域の農地は、区域面積の 8.1%を占めている。 ●農地転用状況から開発動向をみると、近年は農地の減少は縮小傾向にある。 <p>【市民アンケートから】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民意識調査によれば、市内にある農地の活用方法として、「市民農園としての整備」、「農地や苗圃の保全」とする回答がそれぞれ約 53%。 <p>【市民アンケートから(自由記述)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集客やレクリエーションに資する農業者支援。 ・休耕地や空き農地の有効活用。 ・休耕地をまちの活性化や福祉活動に活用。 ・農地を避難場所として活用できる仕組みづくり。 	<p>環境保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法令等によって、市街化区域の農地を緑地として担保。(市街化区域での生産緑地指定など) ●農園芸の振興などによる農地の保全。 <p>レクリエーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民農園や農業体験の場などレクリエーションの場として活用。 <p>防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農地の防災空間として活用。 <p>景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農園芸の振興などによる農地景観の保全。 	<p>■農地の保全と活用</p>
<p>協働のまちづくり</p>	<p>【現状分析から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緑化に関わる市民の活動が盛んに行われており、市に登録されている市民活動団体だけで 40 団体(2018(H30)年時点)。活動内容は、地域のプランターや花壇の管理活動をはじめ、花苗の寄贈活動や樹林管理活動などが行われている。 <p>【市民アンケートから】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緑化活動団体アンケート調査では、緑化活動を進めている中で困っていることとして、会員の高齢化、新しく参加してくれる人の不足の問題をあげる団体が多く見られた。 ●同じく緑化活動団体アンケート調査では、グループの活動を紹介するコーナーを設けることや、新しい会員や参加者の募集に協力するなどの支援が行政に求められていることが分かった。 ●市民アンケート調査では、約 57%の市民が自宅のベランダや庭で植物や野菜を育てる活動をしており、今後は並木の下や水辺の散策路などで散歩やサイクリングなどを楽しみたいと答えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●緑化活動を担う市民の高齢化、新規参加者の不足への対応。 ●森林管理や自然観察などを市民がレクリエーションとして継続、新規参加できるような仕組みづくり。 ●休耕地などのレクリエーションへの活用に関する合意形成。 ●農地景観の保全に関する支援。 	<p>■市民活動の支援やしきみづくりの推進</p> <p>■地域の産業と連携した緑の育成や景観形成</p> <p>市民・事業者・行政の「協働」を深める</p> <p>緑の維持管理を担う、</p>

第4章 基本理念と将来像

1 将来像（基本理念）

本市の緑は、五月山をはじめとする“山”の緑、細河の植木づくりなどで培われた“里”の緑、都市公園・街路樹・住宅地・農地などからなる“市街地”の緑、それらの骨格となる猪名川や余野川などの“河川の緑”により形成されています。

今後、こうした緑を、市民、市民団体、植木づくりをはじめとする地域の産業、行政が一体となって守り、育てていきます。

第6次池田市総合計画における将来像である「『私』が創る『地域』と育てる誇りに思えるまち」を踏まえつつ、池田市緑の基本計画における基本理念を次のように定めま

**池田に伝わる里と山の緑を守り、
まちのにぎわいを市民・産業・行政ともに育む**

2 緑地の保全および緑化の目標水準

(1) 緑被率の目標

本市全体の緑被率は51.7%ですが、市街化区域に限ってみると16.9%となっています。

市民アンケート調査において、地域の緑被率が20%を越える池田・呉服地域では、約6割の市民が「緑が豊かだ、ある程度緑がある」と答えています。また、同地域では、「緑の質より量を重視した取り組みをすべき」と答える割合は3割程度となっています。

一方で、地域の緑被率が13~14%の神田・北豊島・石橋南地域や緑丘・石橋地域では、「緑が豊かだ、ある程度緑がある」と答える割合が5割程度にとどまり、「緑の量より質を重視した取り組みをすべき」と答える市民は4割程度となっています。

こうした結果や、大阪府の令和7(2025)年までの緑化目標(緑被率20%)を基にして、以下を緑被率の目標とします。

市街化区域における緑被率20%を目標とします。

目標の実現に向けて、将来新設される都市計画道路の街路樹整備や、都市計画公園における植栽などによる緑化を行なっていきます。

(2) 市民一人あたりの都市公園面積

都市計画公園、都市緑地、その他公園を合わせると、市民一人当たり都市公園面積は平成29(2017)年度末現在で11.98㎡となっています(墓園含まず)。この値は、池田市都市公園条例に定める標準値10㎡以上を上回っており、周辺市町村と比較しても、高い値となっています。

また、市街化区域の一人あたりの都市公園面積は5.70㎡であり、都市公園法施行令に示される標準値5㎡以上を満たしています。

上記の状況や、今後、人口減少が予想されること、遊具等の更新が必要となっていること、人口構成の変化に合わせて新しい公園利用を引き出し魅力を高める必要があることなどから、市民一人あたりの都市公園面積の拡大は目標とせず、現状値の維持とします。

3 緑地の整備方針・指定方針

(1) 都市公園の整備目標

本市で都市計画決定されている都市計画公園は 26 か所 25.99ha（特殊公園を除く）ですが、このうち開設済み公園は 19 か所 13.27ha となっています。また、都市計画決定されている都市計画緑地（五月山緑地、猪名川緑地、五月丘緑地）は 3 か所 116.5ha ですが、このうち開設済みの都市計画緑地は 3 か所 100.37ha となっています。

市民アンケートにおいては、今ある公園の充実の必要性や新たな公園整備の必要性について、約 47%が今ある公園の充実は必要であるが新たな公園は必要がないと答える一方で、公園の充実と新たな公園整備を求める回答は約 36%でした。

こうした市民の意向や、計画決定がなされてから時間が経過し計画策定時とは人口構成などの社会的状況が異なることから、今後、未着手・未完成の都市計画公園・緑地の必要性などについて検討を進めていくものとします。

(2) 都市公園の整備

① 公園防災施設の整備

避難地となる公園に耐震性貯水槽等の防災施設整備を行い、地域の防災力を強化します。

② 都市公園の質的向上

市では、中心市街地である池田駅周辺において、カップヌードルミュージアム大阪池田や五月山公園等の集客力のある施設を結ぶ道路・公園等の公共空間の再整備による質的向上、滞在空間の創出や回遊性の強化を計画しています。

今後、池田市立地適正化計画や、(仮)中心市街地活性化基本計画と連動しながら公園施設の質的向上を目指していきます。

○石橋南公園の整備

石橋駅南西側に都市計画決定されている、未着手の石橋南公園について、「緑豊かで明るい・心地よい健康感を感じる公園」をテーマに、防災機能や、子どもから大人までが楽しめるレクリエーション機能を持つ公園として計画を進めていきます。

○五月山公園への民間活力導入

五月山公園に民間活力の導入を図りながら、賑わいの拠点としての機能強化を図ります。

○(仮称)満寿美公園の整備検討

池田駅南側に都市計画決定されている、未着手の満寿美公園について、カップヌードルミュージアム大阪池田を訪れる観光客や、防災機能を兼ね備えた市民の憩いの場となるよう検討を進めていきます。

4 緑の将来像図（緑の骨格構造図）

基本理念に基づき、緑の将来像を以下のように設定します。



第5章 施策体系と施策

1 基本方針

本市には、古くから守り育てられ市の象徴となっている五月山をはじめとする“山”の緑があります。また、450年以上続く植木づくりの苗畑は“里”の緑と景観を形づくっています。

また、池田城跡や水月公園などの都市公園の緑、明治43年に日本で初めての郊外分譲住宅地として開発され現在でも当時の風情を残す住宅地の緑、農地の緑などがあり、市街地の緑と景観を形づくっています。

市西部には北部と南部を貫流する猪名川の雄大な流れがあり、猪名川に流れ込む余野川とともに緑の骨格となっています。

一方で、植木づくりに関わる産業の衰退、樹林地の山すそで見られる散発的な開発など、里と山を取り巻く状況には課題があります。また、宅地化している市域の南部は北部に比べて緑が少ないため、緑を育成して環境保全機能やレクリエーション機能、防災機能などを発揮させていく必要があります。さらに、人口減少・少子高齢社会の進行など社会状況が変化する中で、緑に対する市民ニーズの変化に対応していくことも課題です。

これらの課題に対応するために、“山”と“里”の緑を守る取り組みを進めていきます。また、これまでに確保された公園や緑地などの緑を活かしながら市街地の緑を育み、まちづくりに活かしていきます。これらの取り組みにあたっては、市民ボランティア活動による取り組みや、植木産業の保有するノウハウ・アイデア等をさらに取り入れながら、これまで以上に市民との協働を深めていきます。

以上の見地より、基本方針を次のように定めます。

基本方針 1 歴史ある里と山の緑を守り育みます

基本方針 2 市街地の緑を守り育みます

**基本方針 3 緑の維持管理を担う、
市民、産業、行政の「協働」を深めます**

2 施策体系

基本方針1 歴史ある里と山の緑を守り育みます

施策1.1 五月山の保全と活用の促進

- ① 保全と活用の促進
- ② 防災の観点からの樹木の点検、管理

施策1.2 協働による五月山の育成管理の推進

施策1.3 里の緑の育成

施策1.4 河川や水辺の育成

施策1.5 緑地やグリーンインフラを活かした生物多様性の保全や環境学習の推進

- ① 自然環境を活用した環境学習の推進
- ② 緑を活かした自然体験プログラムの検討

基本方針2 市街地の緑を守り育みます

施策2.1 都市公園の整備、維持管理の推進

- ① 都市公園の防災や安全性に配慮した整備・改修
- ② 都市公園の効率的な管理や再生
- ③ 都市公園の利用促進
- ④ 社会変化に対応した都市公園の計画見直しや再編

施策2.2 街路樹など沿道緑化の推進

施策2.3 民有地や公共用地での緑化推進

- ① 公有地の緑化推進
- ② 民有地における緑化誘導や推奨
- ③ 生物多様性に配慮した緑化の推進

施策2.4 農地の保全と活用

施策2.5 市内の水と緑のネットワーク形成

基本方針3 緑の維持管理を担う、市民・産業・行政の「協働」を深めます

施策3.1 市民活動の支援やしきみづくりの推進

施策3.2 地域の産業と連携した緑の育成や景観形成

施策3.3 市民協働による緑のプロジェクトの実施とグリーンインフラの推進

3 施策

基本方針 1 歴史ある里と山の緑を守り育みます

施策 1.1 五月山の保全と活用の促進

①保全と活用の促進

五月山は、本市の広い範囲から眺望できる市のシンボリックな存在です。また、五月山は、大阪府レッドリスト 2014 において、生物多様性ホットスポット（A ランク）に位置付けられる箕面市の箕面公園と連続した位置にあり、生物多様性の保全上も重要です。

今後も、五月山の市街地からの景観や自然環境を維持するために、法令に基づく緑地の保全に努めます。また、緑地の保全を図りながら、市民のレクリエーションの場として活用できるよう、取り組みを進めます。

- ◆ 五月山をはじめとする樹林地の緑を保全するため、現在指定されている近郊緑地保全区域、風致地区、五月山景観保全地区などの法令に基づく制度を継続して運用し、指導体制の強化を目指します。
- ◆ 保全林を拡大するために、五月山山麓・山間緑地保全事業による山林の取得に努めていきます。
- ◆ 五月山の散策ルートの整備を進めます。
- ◆ 市民等の自然観察会などの取り組みが継続して行えるような支援を行います。

②防災の観点からの樹木の点検、管理

台風時に樹木が倒伏し、道路に被害をもたらす事象が見られています。こうした被害を低減させるために、住宅地や道路への被害軽減を念頭に置いた対策を実施します。

- ◆ 急傾斜地や民家裏斜面等の点検を行い、安全性を確認します。
- ◆ 必要に応じて大径木の伐採や、法面保護工などを実施します。

施策 1.2 協働による五月山の育成管理の推進

五月山をはじめとする樹木の質を維持向上させるためには、自然環境の現状把握とその分析による管理が重要です。

このような観点から、行政と市民の協働による自然環境に関わる知見の蓄積や維持管理を推進します。

- ◆ 市民グループが行う、森林管理や自然環境調査などの取り組みが継続して行えるような仕組みづくりを行います。
- ◆ 市民・市民団体・企業などと連携して、五月山の山林の維持・管理を所有者と

協働で進めるしくみづくりに努めます。

- ◆ 緑の保全のための市民活動に対して、助成を行います。

施策 1.3 里の緑の育成

細河地域の地場産業である植木産業が厳しい市場環境にさらされ、遊休地化・粗放化している苗圃・農地も見られることから、市民・市民団体・企業などと連携して、農地の維持・管理を所有者と協働で進めるしくみづくりに努めます。

- ◆ 緑化に当たって、市内の植木産業の特色を活かすなど、農園芸の振興に努めます。
- ◆ 遊休地化している農地で、一般市民を対象に、農業者の協力を得ながら園芸講座を行うなど、農地の維持・管理を協働で進めるしくみづくりを検討します。

施策 1.4 河川や水辺の育成

猪名川の広がりある河川空間は、本市の大きな特徴となっており、市民の憩いの場として活用されています。また、余野川中流部は、大阪府レッドリスト 2014 において生物多様性ホットスポット（C ランク）に位置付けられるなど、生物多様性の観点からも重要です。そのほか、箕面川、江原川など市街地を貫流する水路や、中山池などのため池についても、環境美化・環境保全等の市民活動の場として活用します。

- ◆ 猪名川緑地をみどりと清流に囲まれた運動公園として河川敷の自然環境に配慮した整備を進めます。
- ◆ 水辺の自然環境調査などを進めるための仕組みづくりを行います。

施策 1.5 緑地やグリーンインフラを活かした生物多様性の保全や環境学習の推進

①自然環境を活用した環境学習の推進

緑地、河川、ビオトープやレインガーデン等のグリーンインフラに資する自然環境の活用、整備により、身近に息づく生き物のことを知り、子どもたちが身近に生き物たちとふれあえる場所の保全と創造を進めます。

- ◆ 市民等が行う、自然観察会などの取り組みが継続して行えるような支援を行います。（再掲）
- ◆ 環境学習の一環として市民による自然環境調査等を推進し、自然環境の保全についての学びを深めます。

②緑を活かした自然体験プログラムの検討

本市には良好な景観が見られるものの、その認知度は市内外で低い状況にあります。

このため、環境学習やエコツーリズムなどを通して、本市の良好な景観を市内外にPRしていきます。

- ◆ 豊かな自然を活用した自然体験プログラムを検討するとともに、情報の収集・発信を行ないます。

基本方針 2 市街地の緑を守り育みます

施策 2.1 都市公園の整備、維持管理の推進

①都市公園の防災や安全性に配慮した整備・改修

災害時に避難地として活用できるように、都市公園を計画的に整備していきます。

- ◆ 五月山緑地、猪名川緑地を広域避難地として、計画的に防災機能の整備、充実を図ります。
- ◆ 五月山緑地をはじめとする市内の公園について、地域の要望にあった公園づくりを推進し、公園の安全性・防災性の向上を図ります。
- ◆ 公園樹木が風倒によって周辺住宅等に被害をもたらさないように、適切な管理を行います。

②都市公園の効率的な管理や再生

本市の人口は、全国と同様に減少していくことが見込まれ、少子高齢化が進んでいくものと予測されています。こうした社会構造の変化を見込んで、効果的、効率的に老朽化の進む都市公園の再生や管理を実施していきます。

- ◆ 都市公園は、国の定める基準に応じたバリアフリー化を進めるとともに、公園施設の安全点検体制を強化します。
- ◆ 公園施設の長寿命化を図るため、計画的な更新を行います。
- ◆ 公園の維持管理コストの削減を図ります。
- ◆ 少子化や高齢化に対応し、子どもや子育て世代、ミドルエイジ、高齢者など幅広い年齢層が利用できるように、市民のニーズに即した公園の配置や機能の再編、また公園づくりを進めます。
- ◆ 管理に当たっては、区域を定めて草地の粗放管理を行うなど、生物多様性への配慮に努めます。
- ◆ 公園と公民館や共同利用施設などが近接する都市公園では、利活用や管理において、公民館や共同利用施設などと都市公園の一体的な利用を検討します。
- ◆ 都市公園の配置の適正化による統廃合を検討します。

③都市公園の利用促進

都市公園の運営に関して、ボール遊びなどのルールの在り方の再検討や、体操教室などソフト面の充実が市民から求められています。こうした意見を受けて、だれもが利用しやすいルールの整備や情報の発信を進めていきます。

- ◆ ワークショップなどの手法によって多様な市民の意見を集約し、多くの市民が気持ちよく利用できる公園の利用ルール作りを行います。
- ◆ 公園の遊具情報や利用ルール、また、市民活動の情報をホームページなどで情

報提供を行います。

④社会変化に対応した都市公園の計画見直しや再編

本市の都市計画決定された都市公園（住区基幹公園）の整備率は面積ベースで51%（平成29年度末現在）ですが、市民一人当たりの都市公園面積は11.98㎡（平成29年度末現在）であり、周辺市町と比べて高い値となっています。

今後、社会情勢の変化を踏まえ、未着手・未完成の都市計画公園・緑地は、地域の緑の状況を考慮しながら整備の必要性などについて検討し、見直しを行っていきます。また、必要に応じて都市公園の配置の適正化による統廃合を検討します。

- ◆ 都市計画公園・緑地の見直しを検討します。
- ◆ 都市公園の配置の適正化による統廃合を検討します。

施策 2.2 街路樹など沿道緑化の推進

街路樹は環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などの上で大きな役割があります。こうした役割を踏まえて、街路樹の更新や日常管理などを進めていきます。

- ◆ 街路樹について、歩道幅員等を考慮したうえ既存植栽の適否を検討し、現道空間に則した樹種への更新を検討します。
- ◆ 街路樹更新時は、さくら通り、もみじ通りなど、路線毎にテーマ性を持たせた整備を検討します。

施策 2.3 民有地や公共用地での緑化推進

①公有地の緑化推進

公共施設においては、敷地内緑化や屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めます。

②民有地における緑化誘導や推奨

南部の市街化区域の緑被率において、庭園木が大きな割合を占めています。今後も、民有地の緑化が促進されるような取り組みを行っていきます。

また、大径木の倒木などによる被害防止に向けた取り組みも進めていきます。

- ◆ 環境保全条例、開発指導要綱などによる開発等に対する緑化誘導を行います。
- ◆ 敷き際（敷地と道路との境界部分）などの敷地内での緑化に加え、屋上緑化や壁面緑化などを推奨し、市街地内での緑の確保を進めます。
- ◆ 保存樹木・保存樹林制度による既存樹林地の保全を進めます。
- ◆ 市内に点在する社寺林などは、池田市の貴重な緑地として、緑地機能の保全・活用を図っていきます。
- ◆ 民有地の保存樹木、保存樹林の調査を土地所有者の意向も踏まえて実施し、倒木等に対する安全性の確認や、管理手法の助言等を行います。

- ◆ 土地利用者の理解を得て、市民の参加を得ながら空き地、空きスペース、屋上等の芝生化、花の栽培などを推進します。

③生物多様性に配慮した緑化の推進

市域南部にはまとまった規模の樹林地等の緑がないため、寺社の緑や、都市公園の緑が生きもののために重要になります。

このため、生き物たちが行き交うことのできる緑や水辺のつながりをつくり、鳥やチョウたちの餌となる樹種を増やしていきます。

- ◆ 公共施設では、地域に生息する生物に配慮した植栽や管理を行い、生物多様性の保全に努めます。
- ◆ 野鳥がえさを求めて飛んでくるように公園などで使う樹木の種類を増やしたり、木陰や紅葉を楽しむことのできるよう樹木の管理方法を変えたりしていくなどの工夫をおこないます。

施策 2.4 農地の保全と活用

市街化区域内に点在する農地は、地域の緑被率において一定の割合を占めています。

農地は、生産機能のみならず、環境・景観機能や防災機能など多面的機能を有することから、その保全や利活用に努めます。

- ◆ 生産緑地地区の指定および特定生産緑地制度の推進を図ります。また、制度を活用した直売所等のあり方を農業者とともに検討します。
- ◆ 防災協力農地登録制度の普及など市街化区域内農地の防災空間としての確保の手法を検討します。
- ◆ 遊休農地を活用して、市民農園の開設、農業体験の場づくり等により、農地の多目的な活用を進めます。
- ◆ 農地所有者の協力を得ながら、水田にいる小さな生き物（オタマジャクシ、ザリガニ等）を子供たちが観察する機会を提供するなど、農地に対する市民の理解を深めていきます。

施策 2.5 市内の水と緑のネットワーク形成

緑の軸に接続する道路についても、街路樹の適切な維持・管理とともに民有地の緑化の誘導を進めます。

特に、緑豊かな五月山との連たんや、市域西部を貫流する猪名川と連続したみどりを形成し、水と緑のネットワークをつくります。グリーンインフラの推進による水と緑のネットワークは滞在環境や自然豊かな景観形成、生物多様性の保全等、高質な都市環境・緑の創出につながります。

-
- ◆ 市街地内の水と緑の保全・創出に向けて、公園・緑地に加え街路樹や緑地帯、さらには民有地の緑も含めた市域全体の緑のネットワークの形成に努めます。

基本方針 3 緑の維持管理を担う、市民・産業・行政の「協働」を深めます

施策 3.1 市民活動の支援やしきみづくりの推進

本市では、緑に関わる市民活動が活発に行われています。

こうした市民の取り組みが、やりがいを持って継続できるように、支援やしきみづくりを行っていきます。

- ◆ 民有地の緑の保全や緑化の推進に関する市民活動に対して助成を行います。
- ◆ 緑化コンテストなど、緑化に関するイベントの企画や実施を行います。
- ◆ 五月山緑地都市緑化植物園や府立園芸高校など公的機関との連携による市民の緑づくりの支援を検討します。また、植木産業との連携についても検討を進めます。
- ◆ 公園などの花壇の管理や、草花苗の植え付けなど、地域ぐるみで緑化を進めることのできるしきみづくりを進めていきます。
- ◆ 地域コミュニティ推進協議会等の参画を得て、公園施設の設置計画などの策定を進めることができるようにしていきます。
- ◆ 地域住民が、市民団体などと協働して、緑地の整備・管理を行うことができるしきみづくりを行っていきます。

施策 3.2 地域の産業と連携した緑の育成や景観形成

本市には、400年以上の植木づくりの歴史があります。こうした特色を生かして、植木産業や市民と連携しながら、緑の育成や景観形成を進めます。

- ◆ 市街地の緑景観の形成について、地域住民や植木の専門家などの参加を得たワークショップなどを通して、地域の意見を踏まえた取り組みを進めていきます。
- ◆ 植木生産者による植木コンテストなど、植木づくりのまちの特色を活かしたイベントなどを検討します。
- ◆ 市民対象の植木教室などに植木生産者の協力を依頼します。
- ◆ 樹木の育成方法などについて植木生産者の協力を得ていきます。

施策 3.3 市民協働による緑のプロジェクトの実施とグリーンインフラの推進

市民と協働で重点的に推進する施策を「緑のプロジェクト」として、実施します。また沿道や周辺の公共空間と一体となった民有地内の緑化や雨水流出抑制・水循環を中心としたグリーンインフラの推進に関するサポートを行います。

第6章 推進体制

1 進行管理

本計画の進行状況を把握し、計画を推進していくために、計画の進捗状況を評価していきます。

進捗状況の評価は、本計画で定める数値目標のほか、本計画の施策の進捗状況を定期的に確認することで行います。

2 進行管理の方法

本計画の中間見直しは、計画策定から5年が経過した令和6（2024）年度に行うものとします。この際、総合計画や都市計画マスタープラン等、情勢の変化についても考慮することとします。

計画	年 度										
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
緑の基本計画 (本計画)	→										
関連計画等	第6次 池田市総合計画	→									
	池田市都市計画 マスタープラン (改訂版 ver.1+)	→									
	池田市 新環境基本計画	→									

(1) 数値目標

進行管理では、施策の進捗状況を定量的に把握する指標のほか、市民アンケートを実施し、市民意識の変化を確認します。

下表に、令和 11（2029）年度の達成目標と、令和 6（2024）年度の間目標を示しました。

進行管理指標	計画策定時	中間目標 (2024 年度)	達成目標 (2029 年度)
市街化区域における緑被率	16.9%	18.5%	20.0%
協働で行われたみどりに関するイベント数	—	2 回/年	5 回/年
市内全体の緑の量について市民が「緑が豊かだ」と答える割合	25.5%	計画策定時より上回ること	2024 年度より上回ること
公園の清掃、花壇づくりに関わっている市民の割合	5.2%	計画策定時より上回ること	2024 年度より上回ること
自然観察会など緑に関するイベントや講習会に関わっている市民の割合	0.9%	計画策定時より上回ること	2024 年度より上回ること

(2) 施策の進捗状況の確認

本計画で定めた施策について、2 年ごとに各課からヒアリングを行い、進捗状況を整理します。

施策の実施状況を取りまとめ、課題を明らかにし、庁内各課や関係する市民等と調整し、新たな施策につなげていくこととします。

また、進捗状況のほか、社会情勢や、本市の関連計画等の動向を踏まえて評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

おわりに

本計画の策定に当たっては、公立大学法人大阪府立大学生命環境科学研究科の上楠木昭春教授にご意見をお伺いしました。ここに御礼申し上げます。

第1回ヒアリング 2019（平成31）年1月22日

第2回ヒアリング 2019（平成31）年2月4日



池田市緑の基本計画

発行 池田市環境部公園みどり課

〒563-8666

大阪府池田市城南 1-1-1

TEL 072-754-6686

